

国立大学協会

會 報

昭和 31 年 11 月
第 11 号

ヨーロッパの大学視察談……………	矢内原忠雄
鯪談義……………	鱒淵 健之
ヨーロッパ大学巡り……………	古林 喜榮
人間教育としての一般教育について……………	蠟山 政道
大学というからには……………	正田建次郎
文理学部の問題……………	関口 勲
新制大学の現状を顧みて思ふ当る二三の問題……………	吉岡 俊亮
一、事業報告……………	
第拾参回総回・役員会・委員会……………	……………等
二、会計中間報告……………	
自昭和三十一年四月一日……………	
至昭和三十一年九月三十日……………	現計
三、彙報……………	
会則・各役員及び各委員一覧表……………	……………等

会 報

(第十一号)

国立大学協会

目 次

二、会計中間報告

ヨーロッパの大学視察談

矢内原忠雄……………一

自昭和三一・四・一現計(期間六ヶ月)……………二九
至昭和三一・九・三〇

鯁 談 義

鰐淵 健之……………七

ヨーロッパ大学巡り

古林 喜楽……………九

人間教育としての一般教育について

蠟山 政道……………一〇

大学というからには

正田建次郎……………一三

文理学部の問題

関口 勲……………一四

新制大学の現状を顧みて思い当る二三の問題

吉岡 俊亮……………一八

三、彙 報

一、事業報告

1、第六常置委員会の専門委員会(昭和三一・四・一四)……………二〇

1、国立大学協会会則……………三〇

2、第六常置委員会(昭和三一・五・一九)……………二〇

2、国立大学協会役員一覧表……………三〇

3、第拾参回総会(昭和三一・五・二二の両日)……………二〇

3、各常置委員一覧表……………三一

総会第一日(五・二二)(附役員会)……………二〇

4、各専門委員一覧表……………三二

総会第二日(五・二二)……………二五

5、要望書提出について……………三三

6、第七常置委員会委員長選任……………三四

7、大学が求人側に対し卒業予定者の推薦を開始する時期について……………三四

8、要望書等一覧表……………三五

9、総会開催日一覧表……………三六

10、学生就職対策中央本部の委員と幹事……………三六

ヨーロッパの大学視察談

矢内原 忠雄

1 フランス

私は本年五月廿三日羽田発のエヤ・フランス機でフランスに行き、イギリス、西ドイツ、スイス、イタリア及びインドを経て、七月十三日早朝BOAC機で羽田に帰着した。五十日間の飛脚旅行であつたが、一九二〇年十二月から二一年十二月までの英独仏留学以来三十五年振りのヨーロッパ旅行であつたので、得るところも少くなかつた。

フランスはフランス外務省の招待で手あつた待遇を受け、イギリスでは英国文化振興会の賓客として厚遇され、ドイツではドイツ大学交換本部の配慮によつて視察の手配がなされた。各地の在外日本公館や民間会社の世話になつたことも甚だ多い。すべての厚意に対してあつく感謝する次第である。

私の視察は大学及び研究所を主にし、時間のある場合には産業関係をも見たいという注文をあらかじめ出して置いた。視察も短時間であり、文字通り「視て推察する」程度ではあつたが、とにかく次の諸大学を訪問した。

フランス——パリ大学、レコール・ノルマル・シニペリオル（パリ）、ストラスブール大学、グルノーブル大学、農業大学（グリニヨン）。イギリス——ケンブリッジ大学、オクスフォード大学、エジンバラ大学、グラスゴウ大学、ロンドン大学。西ドイツ——ハンブルグ大学、ボン大学、ハイデルベルグ大学、ベルリン自由大学。

スイス——チューリヒ大学。

イタリア——ローマ大学。

インド——デリー大学。

右の外パリ及びベルリンでは福音主義の神学大学をも訪ねた。またフ

ランスでは比較的滞在日数が長くあつたので、大学の外にいくつかの研究所をも視察することが出来た。即ちパリの応用経済学研究所、人口問題研究所、児童精神衛生研究所。サン・ゼルマン・アン・レーの金属材料研究所。ヴェルサイユの家畜研究所。サクレの原子力研究所。グルノーブルの水理工学研究所等である。

私が最初に訪ねたのはパリ大学総長サライ博士であつた。パリ大学では、文学部と理学部だけが本来ソルボンヌと呼ばれるものであり、これに法学部、医学部、薬学部を加へてパリ大学と呼ばれるのだそうである。

総長室はソルボンヌの中の古めかしい建物の中にあつた。受付で二人の人が郵便物の整理などをして居た。大きい記事を紐で首からつるした案内係が、私を総長室に導いた。革で張つた防音装置のしてある大きい扉をあけると廊下があり、その中ほどにも一つ同じやうな革張りの扉があり、更に廊下を進んで第三の革張りの重い扉をあけるとサライ総長が待つて居た。どうしてこのような嚴重な隔離を施したのか、昔の事情はいざ知らず、現在において少くとも防音は完全である。

一通の挨拶あつて後、

矢内原「貴下の専門は何であるか」

サライ「自分のもと地方の大学でスペイン語及びスペイン文学の教授であつたが、政府から勧められて大学行政に携ることになり、グルノーブル、及びモンペリエの総長を経て、五、六年前パリ大学に來た」

矢内原「日本では大学の総長は教授の選挙した人を文部大臣が任命することに居るが、フランスでは如何」

サライ「大統領の任命である」

矢内原「総長として最も困難な仕事、もしくは重要な仕事は何であるか」

サライ「すべての仕事が必要であるが、先づ財政である」

矢内原「パリ大学の経費は何によつて支弁されるか」

サライ「六、七割が国費で、あとは授業料や検定料収入及び財産収入等である」

矢内原「学生授業料は一年千四百フランと聞く。大変安いが」

サライ「教育は初等から大学にいたるまで無料であるのが理想である。今日初等教育だけは無料であるが、大学もこの理想にむかつて進むべきである。それがフランスのデモクラシーである」

矢内原「パリ大学は学生数十六万人と聞くが、一つの大学の管理する学生数としてあまり多すぎはしないか」

サライ「パリ大学はフランスだけでなく、世界各国の学生に門戸を開きパリ大学に来て学びたい者をすべて受け入れる義務があると考へる」(註、十六万人の中授業に出席する者はその五分の一、試験を受けて卒業する者は更にその五分の一位ということである。残りの者はただ登録をして授業料検定料等を支払い、学生証をもらつて食堂や映画館の割引を受ける。在学年限の制限はなく、ただ三十五才を過ぎると右の割引がきかなくなるといふ話である。無駄の多い話だが、しかし世界の学問・文化の中心を以て自負して居る点がおもしろい)

矢内原「学生の政治活動で心をなやますことはないか」

サライ「格別、ない」(註、私がパリに到着する少し前、アルチエリ問題で学生がストをやるという運動があり、大分騒いだらしいが、フランスの全学連が学生は政治運動でストをすべきでないという決議をしたため、平穩になつたといふことである。後にストラスブル大学に行つた時も同じ質問をしたが、学生の規律に関して問題が起るのは、稀に試験のカンニングについてだけであつて、政治的な運動はないといふことであつた。)

矢内原「日本では大学の自治、財政問題、学生の規律の三つが大学の最大問題である」

サライ「どこでも同様である。自分は国際大学協会の会長をして居るが、会議でいつでもこれが議題になる」

そこで日仏学問の交流、相互援助、大学総長という地位を離れて個人的な友誼をつづけよう、等々の挨拶を交して辞去した。

その後パリ大学の法学部と新医学部を視察した。前者では法学部長が私のためにコクテル・パーティを開いて教授たちに会はせてくれ、学部内をくまなく案内し殊に図書館では折柄試験前で一ぱい勉強中の学生一同に起立を命じて私を紹介し、それから「さあ坐つて勉強、勉強」と親

しみをこめての言葉。日本の大学でかういふ空気の出来るのはいつの事か、と思つた。

パリ大学の新医学部は戦後五千六百億フランの巨費を投じ、五、六年かかつて一昨年完成したといふ新しい建物で、私は大講堂と解剖学教室とを視察したが、設備の完備して居ることに驚いた。もつともこれはパリにあるたつた一つの医学部で、毎年二千人の学生を收容するから、集中して経費を投じ得たわけであつて、東京だけでも医学部のある大学が国立私立合せて十校もあるのとは話がちがう。フランスでは医学部に限らず私立大学がほとんど無く、ただカトリック及びプロテスタントの神学大学がある位なものである。国立大学の中でもパリ大学がけたはずれに大きくあるので、このような設備も出来たのであるが、しかしこの中央集権主義に対しては最近批判の声もあり、学問の地方分散をはかるべきだといふ声もある。

もう一つ、最近におけるフランスの反省は、技術教育の拡張、技術者の大量養成といふことである。これは中世以来文科理科の古典的な学問を中心として発達したフランスの大学の伝統に安んずることは、第二次大戦後の世界的な経済競争に処するに不十分であり、米国及びソ連の趨勢に押されて、技術者の大量養成を焦眉の急務と感じたがためである。パリにはパリ大学の外に、コレージュ・ド・フランスという研究及び教育機関がある。ここには学生は居ないが、教授連は大学教授と同等もしくはそれ以上の人物である。研究に専念して居ればよく講義をする義務はないが、しかし普通には講義を開く。聴講者にはきまつた資格がなく誰でも申込んで聴講が出来る。試験はない。講義は大学程度、もしくはそれ以上の高い水準である。パリ大学の教授は博士号をもつことが任用資格になつて居るが、コレージュの方はそうした制限もない。

パリ大学の教授は一ケ年に五ヶ月間の夏休みがあつて、この期間研究と著述に専念する。他の時は講義と学生の指導に従事する。教授が大学でする講義の一つは公開講義で、学生に限らず、一般人も資格の制限なく誰でも申込んで聴講出来る。公開講義の程度は専門的なもので、学問上の水準が高い。

かういふことや、その他の事を見聞して、フランスが学問・文化の高

い国であること、学問・文化を国と社会が尊重して居ることを痛切に感じ、日本はまだ文化国家などとは言へないと思つた。政府や国会にむかつて、学問を尊重せよ、文化を發達させよなどと、常に油断なく言つて居なければならぬことは、まだまだ文化未發達国の証拠である。大学の自治、学問の自由などということ、即ち国家権力による大学と学問への干渉を排除する必要を事新しく言い立てたりする必要のないことはさすがに学問の自由のために長年戦つた歴史と伝統の古いことを物語つて居る。同様のことはイギリスでも強く感じたところである。

フランスでは大学を中心とする学区制になつて居り、たとえばパリ大学総長は、パリ大学だけでなく、その学区内の中学校、小学校に至るまですべての学校を管理する。そういう方面の煩雜な事務を処理しなければならぬ。日本でも明治の初年フランスにならつて学区制を布いたことがあり、一時は大学総長が文部省を管轄したこともあつた。大学の総長もしくは学長がその大学外の行政事務を管理するのは適當でないと思ふが、大学が学問の府として一國において重きを為すという自負は失いたくない。

2 イギリス

イギリスでは丁度大学予算の編成期と学年末の行事の時期に當つて、どここの総長も忙しそうであつた。イギリスの大学の予算は五ヶ年継続予算として組まれ、今年が新しい五ヶ年計画の編成の年であつた。私はオクスフォードで、名誉教授のサー・ウォルター・モーパリーという老紳士に會つたが、この人は長く大学補助金委員会の委員長をした人で、その委員会のことをいねいに話をしてくれた。

イギリスの大学の財政は、その六、七割は国費でまかなわれ、あとは授業料収入と財産収入によつて支弁される。全体の経費中、国費によるパーセンテージは次第に減少して来る傾向であり、近頃では授業料収入は全体の一割五分位であるとのことである。だから財政的に見ればイギリスの大学は、日本や米国の私立大学よりもむしろ国立大学に近いと言へる。日本の国立大学でも、国費の外に授業料収入並に演習林・病院等の事業収入があるが、これらをすべてそれぞれの大学の収入とせず、

一切の収入を国庫に収納し、一切の経費を国庫から支出するという予算編成の立て前をとつて居る。従つて日本の大学は財政的には全く政府当局によつて押へられて居るわけである。

さてイギリスの大学財政において次第に増加して来る国庫よりの補助金、或はむしろ国庫負担額は、その総額も巨額に上つて来たのであるがこれを裁定するために政府は大蔵大臣の諮問機関として大学補助金委員会を置いて居る。これを文部大臣の諮問機関として大学補助金委員会の諮問機関としたわけは、政府部内における文部省の力が弱く、大蔵大臣の諮問機関としたわけは、政府部内における文部省の力が弱く、文部省から提出された予算は大蔵省で削られるおそれが大きいので、大学を尊重する趣旨から大学予算は大蔵大臣の直轄としたのであるという。

この委員会は十二、三名の委員から成り、初めの頃は隠退した大学の副総長や名誉教授の中から人選したが、近頃は現役の副総長や教授も加へて居り、これら大学関係者の外に、実業家が二、三人入つて居る。この委員会が各大学を調査し、その必要を査察した上、国庫補助金支出の案を作成して大蔵大臣に提出する。それに対しては大蔵省の事務官僚がこまかくくちばしを入れるやうなことをせず、ほとんど無修正で、大蔵大臣はそれを国会に提出する。国会でもこの委員会の作つた案を尊重して、ほとんど無修正で通過させる。かつてインフレ抑止のため経費予算の一率天引的な削減を国会で議決した時も、この委員会を通つて来た予算案にだけは手をつけず、無修正で通過させたという歴史をもつて居る。それほどイギリスの政府と国会はこの委員会の権威を重んじ、大学を尊重して居る、という話であつた。

こうして大学では五ヶ年間の事業の継続見通しをもち、財政に計画性と安定性をもつことが出来る。五ヶ年計画に盛られて居ない臨時の必要が起れば、やはりこの委員会で査定して、大蔵大臣に提出することが出来るのだそうである。

この大学補助金委員会の制度とその運用はイギリスにおける大学自主性尊重の伝統から生れたものであつて、近年国費による補助金が増加し大学財政の過半は国費で支弁されるようになったが、しかしそのために政府が大学の運営に対して助言監督することは全くない。私がエジンバラ大学を訪問して副総長サー・エドワード・アップルトン博士に會つた

時も、「政府からの援助はあるが、干渉はない」ということを、同氏が自信を以て力強く且つ誇らしく語つた。これがイギリス大学の現状でもあり、また伝統でもあるようである。之に比較して、日本のように国立大学の予算が一年ごとに作られ、その度毎に各大学の当局者が文部官僚、大蔵官僚にお百度を踏み、あいさつ廻りをするというような状態では、財政面では大学の自主性とか自治とかいうものは存在しないのである。

イギリスの大学は、総長は慣例上有名な政治家が推薦される。それをきめる組織は各大学内にある。総長が副総長を任命する。しかしそれは全く儀礼的な任命であつて、オクスフォード及びケンブリッジのようにカレッジ制になつてゐる大学では、古参のカレッジの長が一年交代で副総長に就任し、カレッジ制をもたない大学では教授の選挙によつて副総長が選ばれる。大学内の人事その他の行政は副総長が行い、名目上の総長は全然大学の運営には関係しない。政府当局も同様である。

イギリスの大学は私立であつて日本の国立大学とは異なるということをも力説して、イギリスにおける大学自治の伝統は日本の国立大学にそのまま適用さるべきでなく、日本の国立大学の学長及び教官の身分は国家公務員であるから、政府との関係もそれに基いて考へねばならないと言つて文部大臣の監督を受けるのは当然であるかのような事を言う人もある。この問題については、国家公務員という身分から来る束縛と、大学というものの性格から来る自主独立性とを区別して考へなければならぬ。司法官は国家公務員であるが、法務大臣がこれを任命せず、司法権の自主独立が維持されて居るように、学問の最高の府である大学というものの性格から考へて、その自主性と自治が尊重されねばならない。大学自治の原則は、国立公立私立たるの別から生れたものでなく、またそれによつて影響されるものではない。それは大学というものの性格から生れたものである。

イギリスには、日本のような意味での国立大学は一つもない。しかしそれはイギリスが大学を重んじないからではない。大学は公的の性格をもつ事業であつて、イギリスの興隆と国民生活の向上の上に大きい役割を果して来たものである。この大学の国家的重要性の認識の上に、大学のための国費支出は近年著るしく増加されて来たのであるが、しかしこ

れがために文部大臣は大学を監督し指導し助言する権限をもたぬと国会に対して責任をもつことが出来ないというような意見は、イギリスでは誰も考えていない。大学の自主と自治はイギリスのような国でこそ全く守られているのであつて、それは大学が私立であるからではなく、大学というものの性格がよく理解されているからである。日本でも将来国立大学の総長もしくは学長の任命権者は制度上総理大臣もしくは文部大臣にして置くとしても、教官の任免は総長もしくは学長限りとすれば、事務簡捷の効果をおげると共に、大学自治の実を挙げることになるであろう。現在のやり方では、財政面だけでなく人事の面においても、大学の自主性は甚だ不十分且つ不安定の感をまぬかれない。

ロンドン大学では大学本部、アジア及びアフリカ研究所、ユニバーシティ・カレッジ、並びにロンドン・スクール（経済学及び政治学）を訪問・視察した外、副総長ロックウッド博士が私のために昼食会を開いて教授たちを紹介してくれ、愉快な時をもつた。ロンドン大学はロンドンにある十八とか十九とかのカレッジやスクールを統合した組織であつてこれらのカレッジやスクールはそれぞれ別々の沿革と歴史をもち、学生の入学、教授の人事その他、いずれも独立の経営体として自主的に運営されている。相互間の教授人事の交流もない。しかし研究や講義や演習指導を共同にしたり、もしくは助け合つて行うことはしばしばある。

ロンドン大学という一つの組織をもつことの最大の効果は、試験もしくは検定の基準を統一して、大学の水準を維持することにあるらしい。学位はロンドン大学の名において授けるのであり、学位論文の審査はロンドン大学としての審査委員会にかける。日本には国立大学の数が七十二、私立大学の数が二百もあると話したら、それでは大学の水準をどうして維持するかという質問を受けた。

大学の質的水準を高く保ち、大学の權威を維持することがイギリスの大学においては大きい関心事である。このことはイギリスだけでなく、フランスでも、ドイツでも同様である。これはドイツの話であるが、ドイツには私立大学があるかと聞いたら、私立大学をつくることは二百年前以来法律で禁じてあるとの答で、びつくりした。日本と米国は私立大学の数が多いが、国立私立を問わず大学が社会で尊敬と信用を得て、

学問の進歩と人材の養成において權威ある存在であるためには、大学の質的水準を維持する努力が甚だ肝要である。この点から見ても、いわゆる「短期大学」を大学の一種として扱う考え方には、私ははつきりした反対の考をもつて歸つて来た。「短期大学」という名称が甚だ不幸な混乱を招いたのであつて、大学の門戸解放による民主化ということ、大学の水準引下げとは、全然別個の問題である。大学教育の民主化と門戸開放ではアメリカの制度を範としても、大学の質的水準を高く維持し、大学の權威を保つという点では、西ヨーロッパの態度に学ばなければならぬと思う。

イギリスでは大学の門戸解放と民主化を、奨学金制度の拡張によつて実現しようとしている。スクール（高等学校）から大学に入るためには三段階の国家的な資格試験があつて、普通の進学資格試験と、優等生試験と、奨学生試験とがある。最後の試験に合格した者は、国もしくは地方団体から奨学金を支給される。この外大学自身の出す奨学金もあつてオクスフォードやケンブリッジでは学生総数の八割乃至九割が奨学金を受けているということであつた。支給される奨学金の金額は一率ではなく、家庭の経済状態を調査して金額に差等がつけられる。オクスフォードやケンブリッジのカレッジでは、学生の一ヶ年の学費（授業料、室代、食費等一切を含む）は四五〇ポンド（約四十五万円）位であるが、この奨学金制度の拡張によつて、大学に進学するに適した能力をもつ者に対しては、中流以下の家庭の子弟に対しても広く開放されることになつてゐる。ただし大学に来て学ぶに適した学力のなき者に対し、大学の門戸を開放することは無意味である。大学はその質的水準を維持するためには、学生の質をも選ばなければならぬ、と言つていた。日本には大学生の総数が六十万あると言つたら、目をまるくして、就職はどうするかという質問があつた。

イギリスでもフランス同様、技術教育拡充、技術者の大量的養成の必要が痛感されているが、既存の大学の工学部を拡張するか、或は新に工業専門の大学を置か。また工学の大学教育を卒業した者に、どのような名称の学位を与へるか。そういうことが問題になつてゐる様子であつた。これはフランスやドイツと同様、大学は文科及び理科の基礎的学問

を中心として発達し、工学のような技術的、応用的な分野は伝統的な大学の一部として考えられて来なかつたからであつて、その点は伝統にこだわりすぎるように感じられた。

3 ドイツ

ドイツで最初に訪問したのはハンブルグ大学であつた。総長コルプ博士は専門は地理学であり、大変活気ある人柄であつた。ドイツの大学総長の任期は一年が普通であるが、この人は行政的手腕があるため、特にもう一年再選されたのであるとのことである。ドイツの大学協会の会長であるというので、主にそのことについて聞いて見た。

前に一寸述べたように、ドイツには私立大学がなく、またドイツ連邦で立ててゐる大学もない。すべて州立大学である。ドイツ大学協会は州立大学の総長の会議で、年に一、二度開く。まず日本の国立大学協会のようなものらしい。会員は普通の大学（ウニベルシテート）の外に、工科専門学校（テヒニッシェ・ホッホシュレ）と商科専門学校（ハンデルス・ホッホシュレ）を含み、全部で十八とかの会員校の中、ウニベルシテートは十一かそこらで、他はホッホシュレだということであつた。名はホッホシュレでも、実質は大学もしくはそれ以上の程度である。殊に工業教育には力を入れてゐる国のことであるから、いかなる理由でテヒニッシェ・ホッホシュレを大学としないか。もしくは大学の一部に工学部を置かないかと質問したら、ドイツの伝統だという答であつた。そしてコルプ総長は笑いながら、ベルリンだけ戦後「工科大学」（テヒニッシェ・ウニベルシテート）という名称に変更したが、もとのテヒニッシェ・ホッホシュレという名称に戻す方がよいという意見がある、と話した。

ドイツの大学協会でどのようなことが議題になるかという私の問に対して、コルプ総長の答は次のようであつた。

(1) 外国に対してドイツの大学を代表する問題。

(2) 外国大学の卒業生をドイツの大学に受け入れる際の問題。（例えば某国A大学の卒業生は無試験で受け入れるとか、試験の上入れるとか或は資格を認めないとか。要するに外国大学の格づけの問題など）。

(3) ドイツ国内において州を異にする大学相互間の教授転任の問題。

(4) 大学は州立であり、州によつて経済的に貧富の差があり、従つて教授の俸給も異なるから、貧しい州の大学から富裕な州の大学へ有能教授を引きぬかれるという問題がある。現在のところ、教授はその就職した大学に少くとも三年留ること、という諒解が成立しているとの話であつた)

(4) 大学教授の待遇問題。(ドイツの大学教授は定年退職後、退職当時の俸給金額を終身支給される者と、全額でなく八割位支給される者の二種類あるが、州政府によつては財政上の理由により全額支給制を廃止しようとする動きがあり、それに対する反対決議を大学協会でしたということである。)

その他大学に関する共通問題を話しあう点は、日本の国立大学協会同様である。

ドイツは戦後も教育制度を改めず、戦前のままであることは、同じ敗戦国でありながら日本が根本的な改革をして新制度を採用したのと、いちじるしく対照的である。ドイツは英、米、仏、ソの四ヶ国に分割占領され、教育制度の改革を企てるにしても、その方向について四ヶ国の意見が一致せず、結局改革出来なかつたのだ、という説を聞いた。加うるにドイツ人が自国の文化と制度について強い自信と自負心をもつことも戦前からの伝統が維持された理由の一つに数えられる。私がハイデルベルグ大学に行つた時、総長シェーンファー博士は私のために数名の教授や名誉教授を集めて、私邸で茶会を催してくれた。その席でドイツの大学制度は従来からの伝統のまま満足であるか。何か改正の必要は認められないかということ聞いたら、ここでも戦後大学制度改革の議があつて、大きい報告書が出来たが実施されなかつた。戦後の行き方としては、大学における一般教育を重んじ、いろいろの専門の教授が協同して、一つの講義題目について共同の講義をする方法を試みている、との話であつた。米国コロンビア大学の「現代文明」のコースのようなものらしい。

近代の大学は、一方において専門化を深くすると共に、片輪の専門家をつくらぬため、他方において一般教育を重じなければならぬというのが、ハイデルベルグだけでなく、西ヨーロッパの諸大学を通じての問題であるらしい。これは米国からの影響もあるであろうが、やはりこうし

た時代的要求が世界的にあるのであらう。

4 結 び

右の外ヨーロッパ及びインドで私の訪問した一つ一つの大学での見聞や印象を書けば、多少はおもしろいこともあるが、多くの紙数を要することであるからこれを省略して、最後にヨーロッパの大学について綜括的な感想を記して置こう。

(1) 大学の自主性と自治は長年のしつかりした伝統になつていて、政府も国会も社会もよくこれを諒承しており、大学側として特にその擁護のために努力する必要はないようである。

(2) 国が大学に出す経費は近年著るしく増大して来た。

(3) 特に技術教育の重要性と技術者養成の急務であることが認識されて来た。

(4) 大学の数及び大学生の数を増すことよりも、大学の質的水準と權威の維持に主たる関心が払われている。

(5) それにも拘らず戦後大学への進学希望者が増し、大学の学生数は著るしく増加して来た。この趨勢に応じつつ、しかも大学々生の素質を落さぬため、育英奨学金の制度が拡張されて来た。

(6) 大学教育の内容については、(a) 古典語に対し現代語の比重が従前よりは増し、(b) 一般教育の思想がとりいれられつつあり、(c) アジア、アフリカ、スラブ圏、回教圏等地域研究が盛んであること。

この最後の点に関しては、日本についての研究も戦後盛になつて来たが、しかし他の地域に比べて未だ弱いようであり、今後一層の充実を要する。これについては、図書交換、教授学生の交換等の方法で、日本の大学も出来るだけの協力をすることが望ましい。

日本では近頃戦後の教育制度殊に大学制度再検討の声が文部大臣などの口から出ている。教育は長期事業であつて、ある制度の効果は長い期間の実施の後でなければ本当には批判出来ないものであるから、この教育の特殊性にかえりみ、教育制度の朝令暮改は慎むべきである。しかしどうしても改正の必要があるというなら、政治家や財界人や評論家などの個人的経験や思いつきによるのではなく、教育専門家の慎重な調査研究

を待つて成案を得るようにしなければならぬ。

私はヨーロッパの大学制度を調査研究するために行つたのでなく、単に視察・訪問・親善の旅であつたから、視察の印象しか述べられなかつたけれども、日本で大学制度の再検討をして改革を企てるというなら、識見と知識ある大学教育専門家の一団を欧米諸国に派遣し、十分の調査研究を遂げての上であることを希望する。(一九五六、九、一二)

鰻 談 義

鰻 淵 健 之

私は甘党だから菓子については相当の見識を持つているが、食物については、うまい方がよい位の興味しかない。中庸にも、人飲食せざるなし、味を知る鮮しとあるが、全くその人の一人である。だから熊本に来て三十年にもなるのに、肥後米の質の落ちたことを残念に思うだけで、熊本にうまいものがない事は余り苦にならない。

所が昨年、淡水魚の研究者大島正満理学博士が熊本に来られて、熊本の鰻は日本一であることを聞いてからは、余り好きでもない鰻に多少関心を持つようになつた。それ迄は鰻は東京が本場と思ひ込んでいて、熊本の鰻は焼き方からして何となく田舎臭いように思つていたが、或日、大島さんが熊本に来る度毎に、宿屋の女将を連れて食に行くという或料亭の主人から、鰻の焼き方について説明を聞いてからは、熊本の鰻について認識を改めざるを得なくなつた。関東のように、せいろで蒸さなしいのは、鰻本来の味を損わないためであるし、冷めて皮がかたくなるのは、天然鰻の証拠であるのだそうである。又物の本にも、鰻は温水魚だから、九州地方の温水に育つたものが最もよいと書いてあるが、画図湖を中心とした熊本の湧水は、水温が年中十八度あつて、冬でも水前寺のプールは泳げるから、この附近で獲れる鰻は良質なのかも知れない。

小島政二郎氏が、大阪の友人から、上京するから何かうまいものを食わせる店を紹介してくれと頼まれたので、熱海のある鰻屋を知らせてやつたところ、その友人が大阪に帰つてから手紙をよこして、紹介された

鰻屋に行つたがひどく待たされ、その揚句出された鰻にかぶりついた所針が出て来たときとえらく憤慨して来たそうである。

これは小島氏にいわせると、長く待たせるのは、客の注文を受けて料理するからで、うまく食わせるためであるし、釣針の出た来たのは天然鰻の証拠である。それに腹を立てるのは、いつも浜名湖かどこかの養殖ものばかり食わされている上方人には、天然鰻の有難味が分らないのだそうである。なる程食通だけのことはあると一度は感心するが、食通も或意味においては命がけであると思う。

然し又或人曰く、商売人は通人の上を行くもので、蒲焼に釣針をつける事は朝飯前で、大阪では、肝吸の中に針の出ることがあるから御注意下さいと貼紙した鰻屋があつたそうである。こうなると食通たる又難いかなで、皮の硬さはとも角も、焼き方による味の変わり方や、養殖ものの泥臭い味は、倒底私などの舌では味い分けられるものではないから、所詮店を信用して食う以外に手はない。

この八月末私の方の大学に数人の客があつて、本部で昼飯を食つた折何かの拍子に鰻の話が出たので、私は小島氏の話しや肝吸の話をして、肝吸から針が出ることがあるとすれば、それは肝だけでなく、胃や腸も入れた臓物の吸物であろうと付け加えた。そしてその日の夕方、大学のものも加わつて、水前寺公園に近い川魚料理屋で夕食を共にした所図らずも肝吸が出たので、女中をやつて板場に聞かせると、果して私の思つた通りであつた。これは油断がならないと思つていると、ものの五分もたたない中に、突然客の一人が、「ああ糸がある」といつて、口中から何か引き出した。するとその前に座つていた大学の人が、「針が附いている」と叫んだ。皆が注視の中に取り出されたものを見ると、長さ十程ばかりの糸の先には、なる程小さい釣針がくつついている。私が昼話し、今聞かせたことが余りにも早く実証されたので一同啞然としたのであつた。

この針と糸はこの店で付け足したものではあるまい。そんな必要のない店である。又十程もある糸と針が、臓物と別であれば客人も気付かぬ筈はなからう。事実口の中で噛んでいる中に何かあるのに気付いて引出して見たら糸であり、その先に針が付いていたのである。それをうつか

り呑み込まなかつたのは、昼の話しを聞いていたからで、危い所であつたと吃驚していた。嘔みくだかれた臓物は調べて見なかつたが、私に出された分は持ち帰つて、糸や針と共にアルコールに漬けて保存してある。臓物の中では胃が一番大きくて長さが八糎あり、肝臓は胃と腸の移行部に附着して二・五糎ある。胆嚢は勿論苦いから取り除いてある。客の口に入れた臓物が、私のと略同様であつたとすれば、鉤の長さが約一・五糎ある針は、糸の大部分と共に胃の中にあつたものである。

鰻の肝は昔から夜盲症の妙薬として珍重されたもので、掌中妙薬集には、鰻の肝を水にて飲むべしとある。これは鰻の肉や肝にビタミンAの多量に含まれているためで、今でも生の肝を酒に入れて飲む人がある。肝の吸物は元来肝臓を串に刺して付焼にしたものを、鯉節の出汁を煮立てた中に入れ、芹又は三つ葉を加えて食塩と醤油で味をつけたもので、臓物を用いるようになったのは、肝臓だけでは足りないからであろう。鮎の神髓は集つて腸にあるといわれるが、鰻についてはそんな事は聞かない。九月の初めに上京したので、江戸時代からの老舗である駒形の前川で鰻を食つて見たが、その時出された肝吸は肝だけであつた。こんな店になると鰻にも信用が置けるし、肝吸の中に針の出るような心配はない。

魚が呑んだ釣針は、口の中にあるか、奥え這入つたとしても精々胃の腑迄で、蒲焼の中から出た針は腑に落ちない。人間では刺つた針が血管を伝つて身体の中を廻り、とんだ所から取り出された例はあるが、魚では釣針のような大きさのものが、肉の中に潜り込んだり、肝臓の中に迷い込むことはあり得ない。頭でも丸ごと食えば或は口の中にある針を嘔みあてることはあるが、鰻の料理は背開きにしろ腹開きにしろ、頭は骨や内臓と共に除くので、蒲焼にした肉の中に針のある筈はない。あつたら、それこそくつつけたものであろう。何れにしても、鰻料理から釣針の出ることはあるものだから、要心しなければならぬ。うっかり釣針を呑み込んで、咽や食道に引掛ると、それを取るのが一寸厄介である。今でこそ専門家は反射鏡や直達鏡を使つて取るが、昔は素人は勿論医者でも難儀したものである。釣針は魚の骨などと違つて、唯引張つた

だけでは抜けないからである。

西鶴の織留巻の三にこんな話がある。三軒屋の川口へ舟で沙魚釣に出た連中が、酒盛りを始め、釣つた沙魚を丸焼にして食い競をしたところ自慢で一疋を一口にした男が急に苦しみ出した。口の中を見ると、沙魚の腹の中にあつたものだらうか、二寸ばかりの糸のついた釣針が咽に立っている。色々とやつて見たが抜けないので難儀し、船中の鼓、三味線も鳴りを止めて、命からがら宿に帰り、医者に見せたがはかどらず困り果てていた。するとその頃、智恵の振売りをする工夫者が通り合せ、この事を聞くと即座に抜いてやるといつて、細かい玉の珠数を解いて、口の中の糸の一つ一つ通し、その糸をしめて静かにしやくると仔細もなく抜けて、皆その才覚に感心したということである。

私も二十数年前釣針を呑んだ男を見た事がある。この男はその朝画図湖え釣に行つて針に餌をつけていたところ、先に垂れていた竿の浮子が動いたので、無意識に針を口に銜えて魚を揚げていた中、何かの拍子に呑み込んでしまつたのである。幸い糸が附いていたのでこれを引いたところ、針はどこかに引掛つたと見えて痛いばかりで出て来ない。そこで釣どころではなく、青くなつてその糸の先を大事そうに摘んで、大学院迄やつて来たのである。私は直達鏡で食道の入口に引掛つている針を見つけて、鉗子で取り出し、これを見せて安心した患者に、「君は余り無益の殺生をするから、魚の崇りで、自分を釣るような事になるんだね」といつて笑つた。

私は真宗の盛んな北陸に生れ、幼い時から祖父や父に無益な殺生を固く禁じられたので、今迄釣というものをした経験がない。夏目漱石の坊ちゃんの中にも、「一体釣や猟をする連中はみんな不人情な人間ばかりだ。不人情でなくつて、殺生をして喜ぶ訳がない。魚だつて鳥だつて殺すより生きてる方が楽に極つてる。釣や猟をしなくつちや活計が立たないなら格別だが、何不足なく暮している上に、生き物を殺さなくつちや寝られないなんて贅沢な話だ」とある。

国立大学の学長さんの中にも、釣や猟の御好きな人を二三知つてゐる。教授は勿論学長だとして漱石の昔と違つて何不足なく暮しているのではないので、協会の設立以来毎年待遇改善を主張しているわけであるが

然し活計が立たないでアルバイトをするなら、無益な殺生だけは、お年に免じてお止めになつた方がよい。余り夢中になると、魚の崇りで自分を釣るような羽目にならないとも限らぬ。

ヨーロッパ大学巡り

古 林 喜 楽

五月下旬「ミュンヘン」で開かれた経営学会と、六月上旬パリ郊外のロアイヨモンで開かれた国際経営学会とに出席した、ついでに、ヨーロッパ各地の大学、特に、昔懐しいドイツの大学を歴訪し、職掌がら、でるだけ沢山の学長連中とも会つてきました。

学長たちとは、お互に苦心談を話しあつて、同病相あわれむ積りで、相ま見えたのですが、どうやら、あわれまれたのは、私の方ということになり、先方さんの話は、こちらにとつては、むしろ、羨ましいことの方が沢山でした。というのは、学長の任期は一ケ年ですし、その上、副学長もあり、予算については、Verwaltungs-ausschussという担当の委員会があつて、学長はあまり頭を悩まさなくてもよのです。入試はないし、卒業生の就職はArbeitsamtが全部やつてくれるので、大学は、面倒をみる必要がないというわけです。全然結構な話です。更にその上、学長は、例えば教官には水曜日の十一時から十二時までの一時間だけ、学生には、同十二時から十三時だけの一時間が、Sprechstunde（フランクフルト大学）で、その他の時間は、学長も専心研究ができるのですから全く羨しい限りです。

ところで驚いたことは、ドイツの大学には、東大より予算のはるかに多い大学が沢山あるのです。例えばハンブルク大学でも、東大より十億円あまり予算が多いのです。ローマ大学は、教官の俸給を除いて、ほぼ東大の予算と同じなのです。しかも、大学の予算の獲得には、学長はあまり大して苦労がないというのです。大学の為になら、気前よく予算を出すヨーロッパの諸大学に対する為政者の見識の高いに驚きました。今、西ドイツは、九つの州からなつてゐる連邦国家で、各州が一つの

国になつてゐます。ですから九人の文部大臣があるのですが、中央政府には文部省も文部大臣もありません。九人の文部大臣があつて、一人も文部大臣のない国はどうか？ ということになるのです。

ハンブルク大学の年予算は、四十二億円ですが、学長がいろいろには、ハンブルク市は裕福だからと、予算獲得の話になつても涼しい顔でした。ちなみに、ハンブルク市は市が州であり、同時に又国であるのです。この点われわれは時々錯覚に陥るのですが、ドイツの大学は国立（staatlich）と云うときに、日本の国立とは違つたのです。国（staat）は州であり、ドイツ全体の国は、Bundなのです。ですから昔と違つて、州立であるわけです。尤も州立といつても、予算は州が全部負担するところもあり、州と市が半々負担するところもあります。例えばフランクフルト・アム・マイン大学がそうなのです。

たこの足大学でわれわれは悩んでいます。ドイツには七十二ヶ所に分散してゐる大学もあります。ハンブルク大学もその悩みをもつてゐる大学の一つで、流石にこれには困つてゐるらしく、十ヶ年計画でポルン・プラッツに十二階建の学舎を新築し、ここにできる限り集中するとの事でした。

さて、昔戦前には、日本のプロフェッサが沢山御世話になつた、ベルリン大学は、今フンボルト大学と改称して、東ベルリンに元通りの姿で復活してゐます。随分破壊されたいらしいのですが、昔そのままの姿にそびえています。

この大学の面白いところは、十一学部の中に、労働者農民学部というのがあるということです。この学部は、労働者農民或はその子弟に、三ヶ年間勉学をさせ、その上でおのがむきむき才能に応じて、ある者は経済学部、ある者は理化学部というように、専門課程に進ませるところです。このフンボルト大学は、終戦直後一九四六年に復活しましたが、入学の条件がむずかしく、ナチスの諸団体に関係してゐた親の子供には、入学資格がなかつたのです。そこでこれらの学生が憤慨して、デモンストレーションをやり、ベルリン市長、アメリカ大使館に嘆願書をつきつけて、その結果一九四八年にできたのが西ベルリンの自由大学なのです。大学はもともと自由なのですから、自由大学というのはタウトロギ

になるのですが、実はこのような事情が伏在しているのです。自由大学は、昔のカイザー・ウィルヘルム・インスティテュートのあと、即ちダーレムにあります。広大な芝生のなかに点々と学舎が散在し、あたかもアメリカの大学のようにです。既に学生は一人近くになつています。

ヨーロッパで、日本にはいま、短期大学を含めて、約五百の大学があるといつても、誰もげん顔をして信用してくれません。人によつては計算が間違つてゐるのではないかというものもありました。二年制大学の話をすると、ハアーンそれではわれわれの方の職業学校のようなものも含めてゐるのだな、ということでもよく納得がいくという始末でした。大体フランスでも、ドイツでも、大学に入るまでが、十三年で日本より一ケ年長く、その上大学は三年乃至五年ですから、二年制大学というのは皆目理解ができないのです。

イギリスには、学位授与権のあるユニヴァーシティーは、二十しかありません。

西ドイツには綜合大学が十六、学生百人以下の神学や美術の単科大学まで合めて、ようやく七十一で、日本の国立大学より一つ少ないのです。ついでに東ドイツには、綜合大学が、エナ・ハレ・ライプツヒヒ・グライフスワルト・ローシュエトック・ベルリンの六つ、有名なドレスデン工科大学以下単科大学を全部合めて、四十六の大学ができてゐるそうです。

西ドイツでは、学生の世話は、独立の公法上の登録団体(e.v.)である学生事業部(Studentenwerk)とさうのがあつて、これが学生の自治団体A.S.T.A. (Allgemeiner Studentenausschuss)と協力して、すべて行つてゐるので、大学当局の学生課は、閑散たるものです。ミュンヘンのようなところでは、ミュンヘン大学とミュンヘン工科大学その他地域の大学の学生のすべてを含めて、この学生事業部があるのですから、一大学の専属ではないわけです。この機関が、学生の寄宿舎から下宿の世話、奨学金の運営、就職の世話(アルバイツアムトに協力して)食堂の経営、学生図書館の供与に貸本、健康管理、娯楽慰安厚生施設と催しに至るまで全部やるのですから、大学当局としては、若干の役員をここへ送りだすだけで事がすんで、面倒がないわけです。それに学生の政

治活動も、保守から革新に至るまで、さまざまな団体があつて、(フランクフルト大学には八つ)自由にやつていますが、それぞれ政治的立場が違ふので、大学全体としては一つにまとまる由がなく結局大学全体としては、政治的中立の立場を守らざるを得ないように、自然にできています。ロンドン大学などもその典型的な大学の一つです。ですから大学当局が学生の政治活動に悩まされるということがないわけです。

最後に大学の話ではないが、ついでながら、もう一つ感銘深かつた印象がありますので、それを附加して筆を措きます。周知の有名な電気機器のジーマンス会社は、今離れ島のベルリンから本拠をミュンヘンに移していますが、この一会社のラボラトリーウムは、人員驚くなかれ六千人なのです。研究施設も実に素晴らしく、今にみると言わんばかりの意気込みでした。これならばこそドイツは伸びるのです。今ドイツの経済力の延び方は、イギリスをはるかに追い抜きました。国土は半分になり人口はわずか五千万、それでいてこれなのです。日本はいささか恥しい次第と思うのですが、これは結局大学にもつと力をいれて大事に育てないからだと思います。

人間教育としての一般教育について

お茶の水女子大学長 蠟 山 政 道

新制大学における一般教育の実情については、それが新制大学の一つの重要な特徴であるにかかわらず、遺憾ながら、思わしくないという批判が多い。中には盲腸的存在となつてゐると酷評する者さえある。

戦後占領下において、米國に発達した制度・方法をかなり機械的に取り入れたものは、すべて同じ状況に陥つてゐるが、一般教育もその一つである。その趣旨において養成できるものであつても、その制度、方法において、わが國の実情に適應したものでなければ、決して成功しない。戦前の大学教育の示した欠陥を是正し、新しい民主社會の指導的分子の教育にふさわしいものとして、一般教養を重んじようとした趣旨

には何人も異存はない。今日でも、この点について反対する者は、殆んど見当らない。問題は日本の実情に適応した実行可能な制度、方法を工夫することが足りなかつた点にあると思われる。

これも、しかし、致し方ないことである。実際にやつて見なければ工夫の余地もないことだからである。従つて、現在までの経験を調査し、実績を検討して、それを材料として工夫をこらす以外にやり方はない。もはや盲腸的存在になつてしまつた、と断定しうるなら別だが、そういう極端な批判はむしろ稀れな例外ではないか、と思う。実際は非常に不満があるけれども、どうかこうにかやつている、機能は活潑ではないが、無意味なもの、邪魔なものとは見られてはいない、といつた状況ではなからうか。

しかし、このような不活潑な機能不十分な一般教育なら、やがて盲腸的存在になつてしまふかも知れない。また、技術教育や専門教育の充実拡充の時局的要請が一方において旺んになつてゆくと、この一般教育が邪魔もの扱いを受けて、いつそう切りとつてしまへ、というような議論が出て来ないとも限らない。一般教育については、大学としてはもちろん、文教当局としても再検討を要する時機が来ていると思う。

二

一般教育が現在の在り方ではいけないとしても、これを無用視したり邪魔もの扱いをすることは極めて近視眼的であり、危険である。日本の大学においては、大正末期よりいわゆる学生思想問題に悩んで来ているが、この学生思想問題の背後にあるものはマルキシズムまたはマルクス・レーニン主義の、いわゆる共産主義思想である。そして注目すべきことは、この思想の性格と機能が一般的総合的であり、かつ理論と実践とが統一されていることである。しかも、教育的には共産主義の人間とかプロレタリア・ヒューマニズムとか一種の道德的の人間像を目標とする極めて活動的な思想であることは特徴的である。

何故に日本に共産主義的思想に動かされる学生層が多いか、という問題は、いろいろな原因があるにしても、日本の大学教育に一般教育と人間的性格的教育が欠けていることが、その重要な原因であることは争いのないところである。戦後において新制大学に一般教育が採用されたの

もこの戦前から感じられていた理由がその有力な理由であつたといつて誤りではあるまい。なぜなら、戦前において学生思想問題に対してとられた対策は、消極的には弾圧であり、積極的には日本主義の如き反動的な思想を押しつけるものでしかなかつたので、それは美事に失敗したからである。戦前の如きファッショの対策が失敗であるとするなら、共産主義思想への対策は新たな一般教育で、共産主義の一般教育に対抗するものでなければならぬ。

大学基準協会が、昭和二十六年九月に発表した一般教育委員会報告「大学における一般教育」の結論において、われわれは次ぎのような文句を見出すのである。曰く「今次の世界第二次大戦の敗戦を契機として我國の社会機構が民主的に変革されると共に、従来の大学教育の欠陥が大いに反省され、學術の研究や職業教育の必要と同時に人間完成を目指す人間教育の重要性が強調されるに至り、ここに新制大学の誕生を見るに至つたわけである。これはひとり日本だけの問題ではなく、欧米においても既に大学の専門教育化の弊害が指摘され、それに対する反省の結果として人間教育が重要視されるようになってきているのである。ただ日本の教育者たちが今日まで人間教育の重要性を等閑しておつたのを、今度の敗戦による反省と我々民主社会の要望とにより、やつとそれに気がつき、新制大学の名の下に人間教育を強調し始めた次第なのである」(九頁)と。

この民主的な人間教育としての一般教育の意義並にその必要性については、今日といえども何ら変更の理由がない。実際やつて見たところがうまくゆかない、という理由だけで、この当初の趣旨に変化を来すには足りない。いな、むしろ、一方においてますます国家的な必要が感じられてゐる専門教育の拡充に伴う人間教育への欠陥と、他方において共産主義的偏向教育の発展の危険性とを前にして、一般教育の必要と重要性はいつそう増大していると見るべきである。

三

そこで、大学における一般教育および人間教育は實際デイレンマに立たされている。一方の角は、現在行われている三系列の一般教育が当面している不振な状況であり、他方のそれは、専門教育との関係から圧迫

されているという事情である。このディレンマを切り抜ける道を考へる場合に當つて、人間教育として一般教育の本質を強く再認識することが前提でなければならぬ。この前提の下に、一般教育の実際状況の刷新改善と専門教育補充との関係を調整する方途を考え出さなければならぬ。

現在の一般教育の制度・方法をそのままにして、これを刷新改善することは、教授に當る人材、それに要する財政費用、適当な教授方法および教材・テキスト等の点からして、頗る困難と考えられる。一般教育は専門教育に対する知識・経験を有する人が、人間教育としての一般教育に當るのが最も望ましい。ハーバート大学のコナント前学長は、化学者として立派な専門教育に當つていたのであるが、学長となつてから一般教育として「自然科学の理解」という講義を受持たれた。しかし、こういう事例は望ましいことだが、多くの人に期待するわけにはゆかない。そこで、どうしても一般教育の人材難に陥り、非常勤講師や年若い助教授・講師でこれを補うことになる。これが一般教育を不振に陥れる原因の一つである。また、そういうやり方ですら、現行の三系列コースに十分な人員を配置するには財政的費用で行詰る。どうしても、この三系列コースについて再検討し、人間教育としてふさわしいものに集約または統合する必要がある。少数の人員でやれる、しかも合目的な教授方法を工夫する必要がある。

他方において、専門教育の拡充は、現下の日本の要請であり、ことに科学技術者の拡大的養成は世界的傾向である。これは産業規模の拡大、技術水準の向上、科学研究の振興等の必要から当然のことである。しかし、これをどうして実現するか、といえは、大学の学年を延長しない限り、一般教育の時間に食ひこむ以外にない。現にその傾向が見られるようであるが、現行の一般教育の制度・方法をそのままにして、時間的にこれを圧迫することは策のえたるものでない。なぜなら、そうすれば、ますます一般教育を不振に陥れ、いい加減な一般教育を前提とする専門教育となるから、いわゆる戦前の専門教育の欠陥を再現し、逆コースを辿ることになる。従つて、これも策の得たるものでない。結局、そこで、一般教育を刷新すると同時に、授業時間の点で専門教育の拡充に役

立つような制度・方法を講ずる以外に抜け道はない。

四

果して然らば、そんな制度・方法がありうるだろうか、という問題になる。この問題こそ各大学および文教当局が衆知をあつめ、経験を再検討することによつて解決すべき問題なのであるが、ここでは、筆者個人の思いついたままを述べて大方の参考に資し、かつ批判を乞いたい。

まず、一般教育という名で行われる一ケ年乃至二ケ年のコースの構造と内容を分析して見る必要がある。そこには、語学、基礎科目、三系列に分たれる専門科目との三種類がある。このうち、語学と基礎科目について、ある程度の時間を専門コースに譲ることが可能かどうか、を検討して見る。例えば、語学については、純粹に語学として、或は一般教養としての語学の教授法と専門学科の参考書や論文を読破するための語学の教授法とはこれを区別する。前者については、もつと能率的な教授法を工夫して、時間を節約する。後者については専門学科の基礎能力を養うものとしてこれを専門学科の授業時間に入れる。

いわゆる専門学科の基礎科目と一般教育科目との区別は現行制度ではかなり困難であるが、一般教育はあくまで専門を超えた人間教育を目的とするものであるから、各専門学科で要求する基礎科目とは觀念上区別できる筈である。そして、基礎科目として要求されるものは、当該の専門学科の一部分として専門科目との関連において教授される方が能率的であろう。そうすると、残されるところは、純粹に一般教育の問題だけとなる。

そこで、現行の一般教育の三系列に再検討を加えて、三系列毎に一箇または二箇の科目に綜合するか、あるいは三系列の人文と社会とを一系列と見做して、そこに一箇もしくは二箇に綜合するか、そして自然を一つもしくは数物と生物を離して二つに綜合するか、何れにしても三系列に配列されている科目と時間を減らすのである。

米国における一般教育の趨勢を見るに、一般教育の時間を減らそうとする傾向は見えないが、それはおそらく大学院制度の普及のためである。その科目を日本のように数多くコマギレに授業する方法でなく、もつと統一された綜合されたものを一般教育それ自身として教授する傾

向がはつきり見えている。そのために、一般教育を管理する委員会の役割が増大し、各学部の専門を異にする教授の協力体制がつくられていく。日本でも、こういう方向に進むことによつて、一般教育の目的意識をはつきりもつた教授とその相互の協力がつくり出されるのではなからうか。そして、そこから、日本の大学の当面している特殊の必要である専門学科への時間をふやすことができるのであるまいか。

以上の二点について、これを実行するためには、どうしても人間教育の価値の認識が大事なことである。その次に専門教育のために時間を割かねばならぬという必要をどうして解決するか、という実際問題と合していつそう切実となる。新制大学の学年を五ケ年にする場合でも、今日の一般教育をこのままにしておくべきではない、と思う。ましてや、日本の将来における大学の使命を考えると、一般教育と人間教育の重要性について再検討の必要があることを強調したい。

大学というからには

正田建次郎

自分の畑から話を初めるのは甚だ恐縮ですが、数学では定義によつて言葉の意味を明確にして誰にも間違ひなく理解されるようになつていきます。一般の場合にはあまりに複雑で数学のようにはいかないのは当然ですがそれにしても、もう少しどうにかならないものでしょうか。これは会議などに列席してよく考えることなのであります。烈しい議論の末に言葉の意味を吟味したら、それ迄の議論が全く無駄だつたなどということは笑話にもなりません。また言葉の響き、綾といつたものも人を説得するための魔術として使われることが多いようです。標語はその典型的なものであります。民主主義という標語を例にとつてみましょう。民主的であるかどうかを議論の出発点にするときは必然的に黙つていても議論をその点だけにしぼることになり、より民主的であるという理由がいつの間にか全般的な結論に導くことが往々あります。数学の定理の成否を投票によつて決定することはまさかないでしょうが、しかしその場合でも

まだ議論が起るのは民主的という言葉の受取り方というより、むしろそのうちに或は英国、米国、ソ連等のモデルが、話す人のうちに意識的にまたは無意識的に画かれてある場合が多いからではないでしょうか。私はしかしこのようなことを書く積りではないのです。大学というものを考えるとき、私共は知らず知らずのうちに昔からの大学をモデルにもつていて、その通りでなければならぬ、つまり「大学というからには」といつて、大学という言葉の魔術にかかつてしまうことはないでしょうか。

大阪大学が国立総合大学になつたのが、昭和六年ですから今年が丁度二十五年に当ります。昭和生れの青年期の大学であります。これからこの大学を育てていくのに、他の明治生れの大学のように比較的長い歴史と伝統をもつ大学をモデルにしてその真似をしておればよいのでしょうか。明治の初期から今日までその時代時代の世間の要請が古い大学の組織の中には織り込まれていくことでしよう。そこには伝統の根強い力強さがあると共にまた伝統による無用の束縛も感ぜられます。新しく大学を育てていくには先輩の大学を参考にすることは勿論必要でしょうが、もつと自由の立場から根本的に考えていくことが大切だと思つてあります。大阪大学はそれでも総合大学としても二十五年、医学部の前である明治二年に開設された医学所、更に緒方洪庵の適塾にまでさかのぼれば随分長い歴史をもつていふことにもなります。そしてそれが国や所在地大阪の要望によつて総合大学になつてからも、一方では数少ない国立総合大学の一つとして、他方では大阪という土地の大学として発達してきたものであります。つまり国や所在地が大学を育成する十分な力をもつていふ時に設立されたのであります。

戦後数多く設立されたいわゆる新制大学は、学制改革の結果既存の主として単科大学、高等学校、専門学校、師範学校等を統合しその性格を出来るだけ変えないように、というよりむしろ今迄の教職員の専門分野を考えて、例えば高等学校を文理学部、師範学校を学芸学部といったように学部を作つて設立されたものではないでしょうか。文理学部を例にとれば、高等学校の学生は大学を経て初めて世の中に出たので、文学部でも理学部でもなく、基礎学科としての文理科的の学問

文理学部の問題

関 口 勲

はじめに

を主とし教えていたのが高等学校で、そこには当然その方面の教職員が多かつたのであります。それが直接世に出る学生を教育する文理学部になつたのであります。今のままでは文理学部がとかく問題になるのはその成立からみても当然なことでしょう。文学、理学は学問の基礎であるから「大学というからには」この基礎の学問に関する学部は是非必要であるということになるでしょう。勿論それが望ましいことであり、しかしあまりにこのことにこだわるのは大学というものの型を限定し過ぎることにほならないでしょうか。既存のモデルにとらわれず大学の外面的な体裁でなく、実質的な業績をあげることを考えるべきではないかと思ひます。所在地についての条件を十分考えに入れて特色のある大学として育成されるべきでしょう。東大を縮めたり薄めたりしたような大学を考えるべきではないかと思ひます。この点についてはこの会報第十号の山梨大学の安達学長の御意見「新制大学よ何処へ行く」に心から敬意を表する次第であります。ただこれは新制大学だけでなく、程度の差こそあれ、すべての大学にあてはまることだと思ひます。

自分の畑から話を初めましたので終りにまた自分の畑に戻することを許していただきます。数学のあらゆる分野は互に関連して居りますから、広い知識をもつほど広い視野に立つて大きな研究ができるわけであり、しかし知識を広めることばかり考えていると、人間の能力には限りがありますから、書物のような知識だけで生産能力のない学者がでさる恐れがあります。それかといつてあまり狭く専門化すると視野の狭い仕事しか期待できません。しかしその場合はとも角そこに学問的業績を期待することができます。そこでどうしたらよいかということが問題になるのであります。それは結局研究者の境遇と能力によるので各人が自分で判断するほかないと思ひます。大学のあり方を考える場合もこれによく似ているのではないでしょう。

新しい教育理想を高く掲げ、一府県一大学という原則のもとに、七二の新制国立大学が発足してから、ここに七年余の歳月を経た。わが山形大学でも、約三千人の在籍学生の内、教育学部は学部在籍学生の九三%が山形県出身者、文学部六二%、工学部五〇%、農学部六三%、全学で七三%が山形県人で占めていることは、教育上の見地から見ればそこに問題な点があるが、しかし教育の機会均等という点は確かに相当実現したのである。この七年余の間、政府も大学も、その整備充実に努力してきたわけであるが、しかしこのテンポの速い世の中に比べて、この間にわれわれの為し得たことは、余り多くはないのではないか。物的、人的施設、設備の不備、大学の総合的運営の困難さは、多少緩和された程度で、依然としてわれわれの悩みの種である。山形大学のごときは、その典型的存在であるかもしれない。教官定員の不足、施設、設備の不備はいうまでもないが、中規模の大学として、各学部がそれぞれ分散して、費用、教官の負担、教授能率の上で大きなマイナスである。遠く農学部には日帰りで出講は無理であつて、いわゆる蛸の足大学としては人後に落ちない。また管理運営の面では、旧制大学と同様、学部教授会を中心としての運営を認めて貰つたのは大変結構であるが、一面それぞれ独自の沿革と性格を有つた四つの学校の寄合世帯であるから、一大学としての統一的総合的運営が緒に就くまでは、各学部間に有無相通じ連絡調整を要する事項が甚だ多いことはいうまでもない。この点では教授会に学部に関する事項の最終的決定権を与えたことは時期尚早の恨もないではない。これらは程度の差こそあれ、全国立大学共通の問題であるが、その上に山形大学を含めて一四の国立大学には文理学部を有つてゐる。これが更にわれわれの悩みを加重しているのである。またある意味

では、新制大学の現在の各種の問題が、この文理学部に集中的に表現されているともいえる。文理学部の問題は、一四の特定の大学に局限された問題であるけれども、その意味でここにとりあげてみたわけである。

文理学部の性格

文理学部が旧制高等学校の後身であることはここに述べるまでもない。新制大学発足当時、もし高等教育機関としては四年制大学の外は認めない（この原則は後に昭和二十五年短期大学制度を認めたことによつて変更されたけれども）という立場を固執しなかつたら、当時一部の関係者から主張されたように、また今日の一般教育の現状から反省してみても、旧制高等学校を独立の学校とすることに相当の意味があつたと思われるのであるが、結局旧制高等学校処理の方策としてこれを無理に四年制大学の枠内に吸収することになつた。当時としてはやむを得ない処置であつたのであろうが、しかし問題はここに胚胎した。

当時、文理学部運営の指針として、「教育学部運営要領」と同時に発表された、「文理学部運営要領」によれば、その前文に

『文理学部は、その大学のため、一般教育課程を担当するとともにそれ自身の専門課程を有する四年制の学部であつて、學術の基本的諸部門に亘る構成によりその大学の基盤としての役目をもち、尚教育学部と協力して教育職員の養成の責に任ずるものである。この学部を了えた者は、社会生活の各分野において将来性に富む清新な文化人として民主的社會の要望する有能な市民となるのである。又大学院に進学する場合には、広い教養と研究能力とを持つてゐるから、その特色を生かすことができる。』

形の上では新制大学の基盤として大きな期待をもたれた学部であるがその性格は複雑・あいまいである。

すなわち、文理学部は(1)その大学の一般教育課程を担当する。(2)それ自身の専門課程を有する四年制の学部である。(3)教育学部と協力して教育職員の養成の責に任ずる。いいかえれば、教育学部の教科に関する専門科目中美術・音楽・家庭・職業・保健体育関係を除き、原則として教科に関する専門科目を全部担当する。いわば三足の草鞋をはくという複

雑な使命を負わされているのである。このうち一般教育については、その方法・内容について色々問題はあつたが、それはどの大学とも共通の問題であるから、ここには触れない。ただ学部が分散している大学では、その実施方法にさらに困難が伴う。これがため各学部で分散して一般教育を行つてゐる大学もまだあるが、山形大学では、やつと昭和二十九年頃から、一年間だけ全入学者を文理学部を集めて、一般教育を施し、後の半年を各学部で配属して、文理学部からの出張講義を中心として行つてゐる。ここにも色々問題があるがここには述べない。(2)の文理学部自身の専門課程、これこそが問題の焦点であるから、後にあらためて述べることとする。(3)の教育学部との協力という点についても問題なしとしない。すなわち、教員の養成を教育・文理両学部で分担してゐるのであるから、教育の方法にも内容にも相互の立場を理解しあつて、密接な連繫を保ち統一ある教育を行うことが必要であるが、そこに二人三脚の悩みを生ずることなしとなし。

さらに文理学部運営要領の前文はその後段で、文理学部卒業者の人間像を「清新な文化人、民主的市民」と規定してゐる。すなわち四年の課程を通じて、高度の一般教養を身につけた文化人の養成を目標としてゐるのである。この点についての運営要領の着眼点はよく了解できるが、現実にはその要求する教育はどこにも行われていないように私には見える。東京大学教養学部のごとく、比較的少数の学生定員と充実した人的・物的施設・設備をもち、専門課程においても人文・社会・自然の各科学を通じて総合的に取扱う課程を編成するのではない限り、地方の大学がよく達成し得るところではない。またよくし得たとしても、現在の社會の実状ではかかる高度の教養人の需要が十分あるかどうか疑なきを得ない。今日においては、運営要領自体再検討を要する時機ではないかと考へるのである。

文理学部の現状と問題点

現在文理学部を有つてゐる大学は

弘前・山形・茨城・埼玉・千葉・富山・信州・静岡・島根・山口・愛媛・高知・佐賀・鹿児島

の一四大学であつて、各文理学部は、通例文学部（または人文科学科）・理科学科の二学科をもつて編成されている。大学によつては、その他に社会科学科（または社会科学科・政治学科・経済学科）を立てているものもあるし、人文科学科・社会科学科・自然科学科（信州大学）としているところもあり、また学科の名を用いずに、人文科学課程・社会科学課程・自然科学課程（千葉大学）としているところもある。しかし社会科学学科を立てていなくても、ほとんどの学部が文科学科内に法律・経済（または法政治等）専攻を置いて、学生数においてはこれが文科学科内で重要な比重をなしている。したがつて、学科の数や名称は異つても内容はほとんど同一といえるのである。学部学生定員は多きは二〇〇名、少きは一〇五名、大部分は一八〇〜一六〇名である。これらの学科は数箇の専攻（もしくは講座）に分たれていて、通例文学科は、哲学・史学・国文学・外国文学・法律・経済学等、理科学科は、数学・物理学・化学・生物学・地学等に分たれ、それぞれ四〜六の専攻、文理学部全体としては一〇前後の専攻をもつている。しかも学部の教官定員は、八〇名前後、最大は一〇〇名余最少は四五名である。したがつて一専攻最少は教官二名最大でも一〇名を超えるものは少ない。これに対し各専攻における学生数はといえば、数名または一〇名前後であつて、専攻によつては学生のいない場合、したがつて卒業生の出ない年もあるわけである。ただ法律・経済専攻だけは例外であつて、各文理学部とも年々法律・経済専攻の学生数は増加の傾向にあり、山形大学の例を見ても、文科学科全在学生数の七〇%を超えるに至つた。

文理学部の卒業者の重要な部分を占める法律・経済専攻の学生は、社会科学士として官庁、会社、教員等に就職するが、その他の専攻の文学士・理学士は多くは高等学校教員を志望するのであるが、就職率は他の学部にしらずしも良好とはいえない。

なお旧制高等学校を包摂した大学で、人文学部（文学部）・理学部または法文学部・理学部の二学部を立てているものでは、その規模がやや大きく、学科が学部、専攻が学科として立てられているが、学科の名称や数はほとんど文理学部の専攻と同様であつて、程度の差こそあれ、文理学部と同様の問題が存在すると察せられる。

以上に述べたごとく、沿革上やむを得なかつたとはいへ、文理学部は教官定員の少ないのに比して、余りにも多くの専攻を立てすぎていて、どの専攻もきわめて不完全な講座しかもてない現状はこのままでよいであらうか。法律・経済を専攻する学生が多数を占める現状についてはどう考えよう対処すべきであるか。文理学部で担当する教育学部の教科に関する専門科目の授業の運営はどうであるか。教育学部との関係は円滑にいつているか。文理学部が一般教育として担当する他の学部の基礎科目（例えば数学・物理学・化学）は当該学部の目的に堪えるように運営されているであろうか。教育内容においても文理学部運営要領前文にいうごとき四年を通じての高度の一般教養を行つていえるか、またそれは可能であり望ましいことであるか。

文理学部を有つた大学ではこれらの点について、しばしば論議が交わされるのである。

問題をめぐる動き

これらの問題は、文理学部発足後間もなくから関係者の間に論議され何等かの解決を要するとする前提のもとに各方面で研究されて来た。

国立大学協会はその第一常置委員会（大学の組織・制度に関する問題）で、ここ数年間文理学部問題の研究を進めた結果、次の結論に到達した。

(一) 文理学部の問題については、各大学の事情が異なるので、各々のピークを認め、これに集中してその特色を活かすこととする。又一般教養を高めることに重点をおくこととしたい。又文理学部と教育学部又は学芸学部との関係については、第七常置委員会（教員養成に関する問題）と合同審議し、教職課程の希望者に対しては、できるだけこれに応ずることとしたい。（昭、二九、六、一一、第九回総会報告）

(二) 文理学部の問題は非常にむずかしい問題であつて、その内容は各大学により相当異なつてゐる。又文理学部と並行して教育学部又は学芸学部が置かれ、それが同じことを行つているところもある。この三つの学部をにらみ合せて、根本的に大改造をする必要がある。

これを今少し具体的にいうと、各大学の特色を持つ必要があり、その方向で改造を要するのである。現在のままでは教授陣の不足、設備の不足等まちまちで自滅しないまでも非常に行きずまづつていゝ。第一常置委員会においては、なお研究を進め、あるいは法令の改正というところまで考えなおす必要があるかも知れない。(昭和二九、一一、二〇、第一〇回総会報告)

(三) 文理学部の問題については、一般教育との関連を考慮しつつ、関係地域の各大学においてそれぞれの特長を発揮するために、大学相互間における学科の交流により、整備充実をはかる方針の下に、関係者連絡して調査研究すること。(昭和三〇、六、一〇、第一一回総会報告)

(四) 文理学部問題については、従来研究を重ね数次結論を出してきたが、本問題は各大学の実状が極めて複雑多岐にわたつていたので、この問題の研究は本協会としてはこの程度に止め、将来関係大学間で具体的に研究、協議して解決するようにしたい。(昭和三一、五、二二、第一三回総会報告)

また文部省でも、国立大学組織研究協議会を設けて、大学の組織運営について全面的に研究検討した結果、本年三月「大学組織運営に関する要項」を決定し、その中で文理学部改善参考案を示している。これはまだ公表されていないので、ここに内容を記述することを控える。

一方全国文理学部長連絡協議会でも、毎回この問題が論議されているが、結論を得ていない。しかし文理学部一般の空気は、文理学部が文理学部運営要領に則つて運営されている以上、このままで別に支障ないではないかとする論、各専攻は内容不完全でも広く門戸を開放し、学生の希望に応ずることが必要であるとする論等の現状維持説、或いは現状を不可として改組を希望する積極説、また改組は不可避としても、進んで行ふ必要はなく、外部から働きかけられない限り現状のままで行くべしとの論、現状は不可であるとしても、事は単に文理学部のみ問題ではなく、新制大学全般の問題であつて、文理学部のみを問題とする必要はないとする論等、積極・消極各段階の論議があるように察せられ、この問題の複雑微妙な姿を如実に示しているのである。

むすび

以上与えられた紙面の範囲内で、なるべく客観的に文理学部問題を大観してみた。

この問題は、各大学の立地条件その他の事情が複雑であり、また解決の方法についても微妙な点があるので、まことに困難である。困難であるから拱手傍観という手もあるが、すでに述べたごとく各方面で、解決の必要を前提として研究がなされているのであり、事実大学の運営をより円滑により能率的にし、教育内容を充実して学生の實力をさらに深め大学の使命を十全に發揮するためには、万難を排し、できるだけ速かに解決せらるべきものと私自身は思うのである。

殊に、多年懸案とされ論議されて来ながら今もつて一般論の域を出ず具体化の道は遠く、また関係者が胸襟を開いて語る機会をも有たない。ただ何となく改革すべきであるという声のみ聞えてくることは、文理学部の上に不安定な空気をたたよわせ、学部当局者の気分にも影響し、ひいては学部運営にも暗影を投げかけるおそれがないとは断言できない。

これはもとより大学自身の解決すべき課題であるから、私自身も多少の考えを有たぬではないが、具体的に解決策を掘りさげてみると、一大学のみでは処理し得ない壁にもぶつかるのである。この際、文部省はもとより、大学設置審議会等でも十分関心をもつて、さらに百尺竿頭一步を進め、文理学部の帰趨を明かにすべきであると考える。すなわち改組すべきものとするならばその具体的解決方法の研究策定、またもし研究の結果現状維持という結論に到達するなら、その旨宣明して不安定な状態を一掃せしめられたいと切に望むのである。私は多年の蘊釀によつてその時機が今や正に到来したと信ずるものである。(三一、九、二八)

新制大学の現状を顧みて

思い当る二三の問題

吉岡俊亮

終戦後わが国ではあらゆる部門においてその機構が大いに改革せられ教育界もその最も大なる変革を受けた一部門であつた。新教育機構がそのスタートを切つて十年以上を経、六三三四制の四としての新制大学制が実施せられてからいつの間にか八九年の歳月が立つた。国立の大学においても数次に亘つて卒業生を出している、この辺で振かえつてみることも意義のあることと思う。

締切りが迫つて投稿の話があつたので文献やデータを吟味して論旨を進める体で無く、平素思い当つていた事柄を書き連ねて反省の資料とする。

筆者が新制大学の第一線に立つ一メンバーとしての立場にある事から実感を盛り込んだ稿を呈するに都合が良いとも考えられる。

六三三四制に関する理想と現実

この問題は新教育体系に関する諸問題のうち最も多く論議せられたものである。この制度は小学校(六)・中学校(三)・高等学校(三)・大学(四)の各階梯間の連絡が極めて緊密にとれ、更に総合的に最も効果的であり、立派な教育が行われて始めて意義があるものであることは言うまでもない。筆者がここに述べたい事はこの連絡機構の欠陥が六三三四制にまことに大いなる打撃を与えている事を再確認、再々確認してもらい、更にこれに対する根本的の対策を考えてもらい度い事である。

この連絡の機構については各段階毎に多少の問題はあるが最も大いなる不連続地帯というか、断層というかのあるところは六三三と四との間即ち高等学校と大学との間においてである。

すでに御承知のことであるが、これが新教育制度に痛撃を与えるもの

である。中学校から高等学校への関門においても断層はあるが更に高校から大学への関門はそれ以上の断層となつており、国立大学においては昭和三十一年度においては浪人の入学者が全入学者の最低一九・九%最高七九・〇%(大学基準協会々報、男子学生のみ)であつて大半が最も頭脳の良い一年以上の期間を六三三制の埒外に置かれていた事になる。ミネソタ大学の心理学者で、学生部長でもあるウィリアムスン教授が昨夏東大での学生のカウンセリングに関する講演中に話された事項などは傾聴に値するものであると考える。すなわち米国のある大学では高校生がまだ高校に在学時(二年時の末)にテストを行いAの生徒は大学に進学すべきだとか、Bの生徒は大学教育には不適當であるからどのような方面に行くべきだといつたガイダンスを一年かけてやり、かつ高校生の方も進んで大学の学生課に行き相談をする機構があるという、銘うつた入学試験なるものは行わないとの事。又同じく米国ではウィリアムスン氏の話にあらず一大学二年を修了した学生が医学部に入学する時は、各大学から医学部の専門課程を有する大学に各大学の成績台帳より成績を写真に撮つて、内申書を製作して送ると、医学部では委員会を設け二ヶ月に亘つてこれを審査する。その方法は各内申書提出の大学の先輩がその大学の医学部において過去に現した成績を基として厳密なる係数を作り、これによつて学校差を顧慮して入学を決定し、入学試験は行わない。戦争中各国立大学において旧制高校の内申書だけで入学を許可したことがあつたが、その際東大工学部においてはこれに類似した選抜法をやつた事をその係数を製作した委員の一人から聴いたが、いずれも参考となる資料と思う。

以上は、不連続地帯をおくことへの損失について述べたのであるが、更に各段階の学校がその本来の独自の教育が出来ず次の段階への準備教育校化せられ、その結果教育が昏乱に陥ることも深く憂慮せらるべきである。

新制大学に於ける一般教育の教授に當つての反省

一般教育に關してまず述べたいことは万々御承知のことながら、一般教育が新制大学の一大特色で、これが大学教育の一四單位中三六單位

外国語の一六単位を含めて考えるならば大学教育の相当な部分を占めることとなり、これを万一低調に扱われたならばその損失は正に重大であつて、学生個人としても、教師としても、国家としても重大な問題である。全く新制大学の使命が達せられないことにもなる。

一般教育が開講せられて八九年の歳月を経ているので、過去の成果を顧みて篤と反省してみたい。文部省においても、大学基準協会においても地区別の大学のグループにおいても一般教育については可成り研究せられてきた。今は学生を本位とし如何に研究の成果を実行に移したか、如何に熱意をもつて一般教育の教授に当つたかを再考してみる必要がある。

一般教育の教授法については八九年前より種々研究せられ、そのコースプランについても概観法・綜合法・問題法・事例法・歴史的方法等と個別的に研究せられ、かつ教授者の個性等からもいろいろ工夫がこらされたことと思うが、この際筆者の特に願う処はこれ等の教授に當つてどこまでも学生本位に親切に情熱をもつて授業が行われることである。従つてコースプランも大切だがいずれにせよその内容が吟味され良いものとなる必要がある。

一般教育の目的あるいは理想については既に御承知のことであるが、広い基盤にわたつての正しい科学的の知識を与え、しかもその各分科の知識を綜合して判断を下し得る体の応用力のある知識をもつ学生を養成し度いものである。

一寸一言添加する。一般教育の発現地米國においても一般教育の歴史は新しく二十数年前からで、全面的にこれが施行されたのは日本とあまり差がないように聴いたが、わが國の旧制高等学校では文科に理科的基礎科目を、理科に文科的の科目を開講していた。この事實はある意味において一般教育の歴史は米國より日本の方が古いとも考えられまいか。そのように考えると国立大学の旧制高校を母体として出来ている学部はその方面の永い経験をもつ教授がいるのだから特に自重して一般教育の使命を果すべきではあるまいか。

一般教育と専門教育との連関、附医学進学課程

六三三四制の終着駅としてこの問題がクローズアップして来たもので

あるが、ここでは一般教育と専門教育間の時間的(單位数)の問題と講義内容(科目)の問題とについて一言する。

両者はもちろん極めて自然的な方法で移行して行かなければならず、特に内容的に教授項目の多い工学、農学その他技術的方面の学部においてはある程度の工夫が必要ではあるまいか。新制大学におけるこれらの学部の教授内容もその基準が出来て来たようである。

特に医学教育の基準において見る進学課程の「基礎科目」八単位などは一般教育と医学の方の専門科目との移行地帯の科目として考えられたもののように、一般と専門課程との連関方法としては適當と考えられる。

また商学、工学両部門の専門教育研究委員の報告(大学基準協会々報二十五号)を見ると一般教育はそのまま(三六單位)とし更に外国語(一六單位)、体育(四單位)を全体の一二四單位から取ると六八單位ですべての専門科目を履修しなければならず、従前通りの旧制大学の観点からすると非常に短縮の観がある。これに対し一部の細分化専門科目を大学院に廻し、関連科目、自由選択科目として考えられる二〇單位を融通性をもたせてこれを専門科目関係と基礎科目に向けることができるようになった。これも両者の連絡法としては苦心を払われた良い方策であると考える。

とにかく専門の方においても一般教育をどこまでも生かして六三三四制の終着駅までの新体制が曲りなりにも成立したことはまことに結構なこと、特に専門技術方面の委員の努力を高く評価すべきであると共に一般教育担当者の責任の重大性が強調せらるべきである。(千葉大学文理学部長)

一、事業報告

1 第六常置委員会の専門委員会

日時 昭和三一・四・一四(土) 午前十時

昭和三一・五・一二(土) 午前十時

場所 東京大学大講堂小会議室

出席者 進藤、佐藤、石川、伊藤の各専門委員

本協会の第十三回総会は、昭和三十一年三月三十一日(土)開催の役員会において、五月二十一日(月)、二十二日(火)の両日開催することに決定したので、(会報第十号第二四頁第六項の(参照)これに備うるため広く大学の財政について検討を重ね、なかならず、次の三点を中心議題として資料を集め、研究調査を行った。

- 一、在外研究員制度の拡充について
- 一、文教施設整備費の増額について
- 一、教官研究費の増加について

以上の三点を大戦前の実績と比較して見ると、非常に縮小され減額されていることが判明する。

なお、これらの問題は、第十三回総会前に、第六常置委員会を開催して協議することとなつた。

2 第六常置委員会

日時 昭和三一・五・一九(土) 午前十時

場所 東京大学大講堂会議室

出席者 井藤委員長、岩崎、小華和、鈴木、内田、各委員

柴沼東京教育大学長 各専門委員(四名)

井藤委員長主宰の下に開催、

第六常置委員会の専門委員各位が調査研究された左の事案は、去る三

月三十一日(土)に開催された本協会の役員会における議題であつたので、特に詳細に亘つて研究してもらつた次第であると述べられ、出席の各委員から活潑な意見が開陳された。即ち、

- 一、在外研究員制度の拡充
- 一、文教施設整備費の増額
- 一、教官研究費の増加

については、大戦後すでに十一年余を経過した今日、国際的大学の学問・技術の水準を確保し、更に前進するためには、具体的な年次計画をもつて推進させなければならぬ。これは緊要な切実な大学の要望であるから、第十三回総会において特に協議してもらうことに決定した。

3 第十三回総会

昭和三一・五・二二(土)の両日

役員会 (第一日)

日時 昭和三一・五・二二(月) 午前九時半

場所 日本学術会議控室

議題 総会運営について

出席者 会長、各理事、各監事

矢内原会長主宰の下に開催。

一、会長から、次の通り述べられた。

1 滝川第一常置委員会委員長は、海外出張中につき、江国横浜国立大学長に、その代理をお願いした。

2 文教施設の充実及び在外研究員制度の拡充については、第六常置委員会で審議したので、本日報告を願ひ、必要あれば第一、第六両常置委員会で合同審議された。

3 前総会では要望書は提出しなかつたが、その際問題になつた(1) 学生健康保険制度 (2) 国立大学学生部長の名称の統一と待遇 (3) 管理職手当の拡充 (4) 授業料の値上げ (5) 定員定額制等の諸事項につ

き、文部当局の措置について説明を求めたい。

4 大学設置審議会の委員大畑文七氏は任期満了により、田中丑雄氏は退職に伴う委員辞任により、その後候補者を五月三十一日まで推薦されたいと文部省から依頼があつたので、次の通り推薦したいと諮り、了承された。(本号第二四頁上段の八項参照)

東京農工大学長 吉田 正男 氏
滋賀大学長 大畑 文七 氏

5 文教政策の傾向に関する問題については、個人として意見を発表することは自由であるが、本協会の議題としては取扱わないこととした。

二、役員の変更について

役員の変更は二年で、今回全部任期満了につき、会則により理事十四名、監事二名を互選することとする。その方法は、従来の慣例によれば、六つの各地区ごとに候補者を選び、総会でこれを承認することになっているが、今回もこの前例によることとなり、本日の休憩時間中に、前理事が選挙管理委員となり、次の通り互選することに異議なく承認された。

地区別	大学数	理事推薦数	監事推薦数
北海道、東北地区	一一	二	一
関東、長野、新潟	二二	四	一
山梨地区	一一	二	一
中部地区	一〇	二	一
近畿地区	一一	二	一
中国、四国地区	九	二	一
九州地区	九	二	一
計	七二	一四	二

なお、会長、副会長は、新理事の互選により選出することとする。

三、常置委員会の組織について
右については、何等規定はないが、これが変更については種々意見

があるようであり、もしその必要ありとすれば、新理事会において検討されたい。また、常置委員会の所属換えを希望する向があれば、その旨事務局長まで申出ることとし、各常置委員会の委員長は、それぞれの委員会において選出することとした。

第十三回総会議事要録 (第一日)

日時 昭和三一・五・二一(月)午前十時

場所 日本学術会議講堂

出席者 各国立大学長

文部省 稲田大学学術局長、春山大学課長

(開会前、九時半から三十分、会場控室において役員会を開き、総会の運営について協議した。)

一、学長交替について
矢内原会長議長席につき開会を宣す。

会長から、前総会以後における学長交替について、次の通り報告と紹介があつた。

大 学 名	(新)	(旧)
東京外国語大学	岩崎 民平	沢田 節藏
東京農工大学	吉田 正男	学長事務取扱 中島 道郎
秋田 大学	渡辺 万次郎	佐野 秀之助 (十二月二十四日逝去)
室蘭工業大学	大賀 恵二	井口 鹿象 (三月十三日逝去)

二、会務について
会長から、次の通り報告があつた。

1 昭和三十年十二月二十一日開催の役員会の議事について

(一) 教育の中立性及び自主性の保持並びに予算についての申入れに
ついて

(二) 原子力関係三法に関する申入れについて

- (三) 科学技術庁設置について
- (四) 授業料、検定料、入学料等の増額について
- (五) 教官の乗車運賃割引について
- (六) 学生健康保険について
- (七) 教養部長の制度化について
- (八) 健康教育について

2 昭和三十一年三月三十一日開催の役員会の議事について

- (一) 決算並びに予算について
- (二) 国立短期大学協会について
- (三) 文教施設の整備充実と教官の養成について
- (四) 学長声明に対する本協会の態度について
- (五) 学生健康保険制度について
- (六) 国立大学の地域的統合案について
- (七) その他

(以上いずれも会報第一〇号所載)

なお、本日総会開会前、役員会を開催して総会の運営について協議した旨述べられた。

三、前総会(第十二回)における希望事項に対する文部省の措置について

稲田大学学術局長から、本件に対し、その実現のために、いかに措置したかということの具体的説明として、まず本年度の文教予算について次のように述べられた。

本年度は、国立大学関係予算として前年度比二四億円増の三三三億円を計上した。増加の内訳は、学校一五億円、病院五億円、研究所四億円であり、経費の事項別に見ると、基本的経費一五億円、新規事業経費五億円、学年進行その他経費四億円のそれぞれ増となっている。

基本的経費については、増加が少いとの話があるが、以上、一応要望に答えたものと思う。その内容からいえば、人件費は、前年度比一二億円を増加し、このなかには、新しいものとしては、学長、学部長及び研究所長、図書館長、補導部長等に対する管理職手当(一二パーセント)三千万円や級別定数改訂のための五億円が含まれておる。な

お、管理職手当の問題については、これを足掛りとして更に研究し進めたい。次に物件費、事業費については、教官研究費において三億四千万円、主として大学院をおく大学における講座研究費の約二割増加し、また、学生経費は、授業料収入増一億五千万円を上廻る一億六千万円(二五パーセント)を増加した。教官研究費については将来全面的に改善を計るようになりたい。以上は基本的経費の重要部分であるが本年度は学部学科の増設、附置研究所の設置等の新設を抑え、学術面の内容を充実することに重点を置いた。

次に、国立大学の職員の定員は、一〇二名増員して六一、五四六名とし、また、国立大学文教施設整備費二十二億六千九百万円(前年度比一億三千万円増)、科学研究費十一億九百万円、地球観測年費二億二千五百万円、南極地域観測費七億五千万円、日本育英会四十三億円(前年度比一億八百万円増)を計上し、この育英事業費も高等学校生徒は奨学金月額七百円のほかに一千円のもの新設し、継続者に対しては、千円口を八六パーセントに貸与し、また、大学学生に対しては従来継続者四〇パーセント貸与していたものを五〇パーセントとし、奨学金も月額三千円とした。

以上要望にそつて考えられた点を要約すると、管理職手当、講座研究費、学生経費等については、増額を見て問題の解決に一步入り得たが、国立文教施設費、厚生、補導関係(学生寮の建設)の充実に見るべきものがなかつたのは遺憾である。学生健康保険制度の実施については、公立大学は国立大学に協調しているが、私立大学が延期を希望しているので、本年度の予算に計上できなかつた。また大学財政の審議会は未だ成立しないが、臨時教育制度審議会法案が成立すれば、同審議会において大学制度を根本的に検討することになるので、その際財政もその一部として審議されよう。

なお、今次国会においてこれまでに成立した関係法令は、京都大学にヴィルス研究所を設置するための国立学校設置法の一部改正、定員改訂に伴う行政機関職員定員法の一部改正及び日本学士院が日本学術会議から独立するための日本学士院法の制定、日本学術会議法の一部改正等である。

以上の説明に対し花田大分大学長から、職務俸の拡張について質問あり、稲田大学学術局長から、更に研究したい旨答えられた。また戸田金沢大学長から、教養部長、分校主事等に対する管理職手当の問題について質問があり、稲田大学学術局長から、教養部長、分校主事等は、教育公務員特例法という部局長でないので、かかる者に対する管理職手当については、なお検討したいと答えられ、会長からも、これらの者を教育公務員特例法という部局長として制度化すること及び現在のままでも管理職手当が支給されるようよろしく取計い願いたいと要望された。次いで、安達山梨大学長から、学芸学部卒業生の就職率が極めて悪く、各府県の採用数の見直しも段々悪いと思われるし、第七常置委員会にも審議願いたいけれども、文部省で対策を講じてほしいと述べられ、稲田大学学術局長から、その事情には一般的なものの特種なものがあり、二年課程と四年課程の問題もあり、特に女子卒業生の中学校向け就職率が悪く、今後文部省、地方当局、大学の三者間で協議して、入学定員を改訂する必要がある。なお、本問題については、教職員養成審議会で検討中である旨答えられた。

四、決算並びに予算について

イ 昭和三十年年度決算について
進藤事務局長から、別紙決算書につき説明があり、異議なく承認された。

ロ 昭和三十一年度予算について

進藤事務局長から、別紙予算案の内容につき説明があり、異議なく原案を承認可決した。

五、各常置委員会の協議状況報告

各委員長から、それぞれ所管事項について、次のような報告があつた。

第一常置委員会 江国委員長代理

特別に報告することはない。

第二常置委員会 小池委員長

特別に報告することはない。

第三、第四常置委員会代表 戸田委員長

特別に報告することはない。

第五常置委員会 寺沢委員長

特別に報告することはない。

第六常置委員会 井藤委員長

イ 在外研究員制度の拡充について

本年度は三〇名の予定（実際は三二名）で、教官総数に対する比率は〇・一二パーセントであるが、昭和九一十一年度平均〇・八二パーセントに比較すると七分の一しか派遣されないことになる。期間も当時は一年半乃至二年であつたが、現在は非常に短い。また一月の手当（旅費を除く）も現在は四万円位であるが、往時は現在の貨幣価値に換算すると約一三万円である。本年度は三〇名七、〇〇〇万円が計上されているが、次の理由により、二八五名五億一、三〇〇万円に増加して欲しい。即ち、(一)教官の在外研究は、他の一般公務員の海外出張と異なり、一国の教育文化に重大な関係がある、(二)戦争中及び終戦後殆んど派遣されていないので、空白を埋める必要がある、(三)新制大学実施のために学制改革が行われたが、新制大学の充実のために多数派遣する必要がある、(四)人文科学、自然科学共新分野開拓の必要があるとの理由により、本年度は三〇名、七、〇〇〇万円が計上されているが、これを二八五名、一人当り一八〇万円として五億一、三〇〇万円に増加してほしい。その計算の基礎は、昭和三十一年度現在国立大学の教授、助教授の総定員は一四、六〇〇名（専任のみ）であり、これが平均して二五年在職するとして在職中に一回在外研究をするためには、一ケ年に五七〇名派遣されなければならないがこのなかには既に派遣された者や専攻分野の性質により在外研究を必要としない者もいるので、その半数の二八五名を必要人員とした。また期間は少くとも一年は必要である。講師助手はこれに含まれないが、派遣してもよいのである。

ロ 文教施設の整備充実について

各大学に照会する余裕がなかつたので文部省の昭和三十年年度の資料によつたが、それによると新営を必要とするものが六二万坪

従来の建物で改築又は補修を必要とするものが二一万坪、以上合計八三万坪で所要経費は五三五億円であるが、実際には昭和三十年度に二〇億円、昭和三十一年度に二二億円認められたに過ぎない。右を昭和三十年から始めて十ヶ年計画で完成するとすれば残りの四九三億円を八年で完成しなければならぬから、一年につき六一億五、〇〇〇万円になる。従つて来年度から六一億五、〇〇〇万円計上して貰つたらどうかということになつた。

第七常置委員会 柴沼委員長

特別に報告することはない。

六、役員の変更について

このことについては、本日開会前開催の役員会において決定の通り承認され、従来の慣例に従い、本日昼の休憩時間中に、各地区ごとに前理事が選挙管理委員となつて互選することとなつた。

七、常置委員会の組織について

このことについて組織の変更は行わないことにし、委員の所属の変更を希望せられる向は事務局長に申出でられることとした。

(午前十一時から約十分間休憩ののち再会)

八、大学設置審議会委員推薦について

会長から、文部省より、大畑滋賀大学長は任期満了、田中元東京農工大学長は辞任により、その後任の候補者四名(内二名を文部省において委嘱)の推薦方依頼があつたので、吉田東京農工大学長、大畑滋賀大学長、平沢大阪外国語大学長及び大野小樽商科大学長の四氏を推薦了承された。

九、最近における学生運動の動向について

五月十五日付で全国七十二国立大学長あて「特定の政治目的をもつスト決議には、補導上適切な措置を講ずるとともに、違反者には大学当局の厳正な処置をとられたし」旨の文部省からの通達に関連して、西田学生課長から、昨年以来の学生運動の動向の経過について詳細な

報告があり、学生運動は、二、三年前の状況に逆行の傾向にあり、学校管理の上に、全国的に波及の懸念があるので、学校で指導していただきたいと付言された。また、稲田大学学術局長から学内の集會に、学外から加わる者があれば、自然警察官を入れる心配が生ずるので、十分注意されたいと述べられた。

一〇、会長の所感

1 管理職手当の問題について、本年度楔を打込んだことは結構であるが、中央官庁の部長長と比較すると、国立大学は率が悪いので、比率をあげるとか、支給範囲を拡げるとかして改善されたいと要望された。

2 学生運動については、昭和二十五年から同二十七年に亘り、はげしく政治的に活動し、その後は、教室本位に返つたが、最近また変つてきているようなので、学校としても苦い経験あり、注意して指導したい。

3 最近原子力関係の研究が時事問題となり、潤沢な予算がその方面に流れていく傾向にある。国立大学における原子力研究については原子力委員会及び原子力局の枠外に置くことをかねて要望しており、実際その通りになつたが、大学としては、研究をやつていく場合、政府との関係はどうなるかはつきりしていない。また、予算が新しい分野に行過ぎると、地味な分野には予算の廻り方が少くなり国全体としての文化がいびつになるから、文部省において十分考慮願いたい。

4 かねてより大学の学問研究の自由と大学の自治の堅持を要望しているが、学問、教育の自由及び大学の自治を教育制度改革の際にも十分考慮願いたい。即ち、臨時教育制度審議会法案を通過すれば、同審議会が大学制度全般の改革について検討することであるが、審議会の構成、審議期間等について不安な点もあるので、実際の必要に応じての改革と思うが、その際には大学の実情を十分考慮願いたい。

以上をもつて、午後〇時半午前中の會議を終り、昼食休憩、その間に各地区ごとに役員互選を行い、午後一時から各常置委員会を開く

こととした。

第十三回総会議事要録 (第二日)

日時 昭和三一・五・二二(火) 午前九時半

出席者 前日に同じ

矢内原会長議長長席につき開会を宣す。

一、役員の改選について

右につき、会長から、昨日の役員会において、中国、四国地区で辻田愛媛大学長に代り、谷口香川大学長が理事に改選されたほか異動なく各理事が重任し、また、会長、副会長は矢内原会長、森戸副会長がそれぞれ重任することに決定したとの報告があり、了承された。なお各常置委員は現在通りお願いしたいが、配置換えを希望される方は、総会終了後、休憩時間中に申出よう会長から依頼された。

二、各常置委員会所管事項の報告

昨日午後開かれた各常置委員会の審議事項について、各委員長から報告があり、それについてそれぞれ質疑応答があつた。その概要は次の通りである。

第一常置委員会 江国委員長代理

(一) 文理学部の問題について

右は従来度々論ぜられたものであるが、昨日も種々活潑な討論が行われた。これを要約すると、文理学部をどういう性格のものにするかは、社会の要請する方向を考へて、もつと明確なものとする必要であるが、ただ単に現在の足許だけを見ないで、日本の将来のために如何なるものが必要であるかを考へて決定しなければならぬ。その具体的方策としては、文理学部のあるものは東京大学の教養学部のように文理学部本来の目的である高度の一般教養的性格のものとし、他は地域社会の需要と大学の実情に応じて専門的性格の学部へ切換へて行けばよい。そのいずれを一般教養的とするか専門的とするかの具体案は、当委員会の問題ではなく、当該大学と文部省とで協議されたい。なお、文理

学部の問題には、全学の一般教育分担の問題もからむので、大学制度全般の改革と併せて考へる必要があり、従つて文理学部の問題を単独に考へることは、本委員会としては、この程度で打ち切りたい。

(二) 大学制度改革の問題について

右については、前回の総会でブロック大学案が提示され、また和歌山、埼玉、名古屋工業、横浜国立各大学の学長から改革案が出されているが、問題が余りに大きく、短時間では解決できないので、そのうち本問題だけについて委員会を開き、十分研究しようという申合せをした。

(三) 新制大学の講座制並びに教官研究費の増額について

右は中国、四国地区国立大学長会議の要望として提示されたものであるが、戸田金沢大学長からも同趣旨のことを理事会で発言されている。これは要するに、新制の大学学部では、講座制のある旧制の大学学部にして教官研究費が著しく低く、その上、人事構成も甚しく不足で、研究を極めて困難にしている。これは教官を不平と失望に陥れる無慈悲な制度である。講座制を有する学部とそうでない学部とを混有する大学では、両者間の反目、水平化運動等のため学内の平和を乱す惧れもある実情である。これらの実情に鑑み、本委員会は、講座制をもたない学部の研究費を大幅に増額して、学問研究の能力と熱意とを有しながら、単に旧来の制度によつて不当な差別待遇を受けるような不都合を是正し、研究の機会均等をはかられるよう文部大臣に要望していただきたいということになつた。なお、講座制そのものについては、検討すべき点があるので、触れないことにした。

右の報告に対し、種々意見の交換があつたが、最後に会長から、研究費は、講座制の有無によつて軽重をつけているのではなく、両者の差別は財政上から来ているので新制大学のすべてに講座を置くか、または廃止するかが問題であらう。また、文理学部の問題は、東大の教養学部の真似のみでなく、むしろ文理学部本来の目的を達成するため専門のスタッフを増員する必要があり、また大学院を持つように充

実する、そういう方向に活路を見出すべきだと思ふ。地域別とする案も今後の問題としては穏当だと思ふ旨述べられた。

第二常置委員会 小池委員長

(一) 一般教育の運営について

一般教育は、新制大学の重要な特色をなすもの、或は、新制大学の性格を決定するものとまでいわれているが、その実態というか、その在り方はどうであろうかということが論議された。実際には、一般教育の科目、単位等は、かなり明確に規正されているにもかかわらず、その実施面において、教授内容について殆んど顧慮されておらず、一般教育という名の下に、予科的教育とか、専門準備教育というか或はむしろ担当教官の得意とする専門教育的な教育が行われている。これは新制大学の意図する一般教育ではなく、従つて学生のためにならない。一方、一般教育を担当する教官も、これをやることを好まない傾向があるように思われる。本委員会としては、一般教育の問題は、新制大学存在の根本に触れる問題として非常な関心を示し、種々論議したが、何分にも大学制度、大学の人事の問題にも関係があるし、これを掘下げると関係するところが広いので、今後慎重に検討することにして結論は出さなかつた。ただ、本委員会の論議からして、現状のままでは甚だ遺憾であり、一般教育の在り方如何は、考えようによつては、新制大学の根本をゆすぶる問題であることが深く認識されたことは確かである。一般教育の在り方は、問題が地味であるだけ、それだけ重要な問題であることが論ぜられた。

(二) 教育実習について

教育職員免許法に規定されている教育実習について種々論議したが、ある学部では教育実習をするため、それだけ専門教育が学修不足となり、そうでなくとも学力低下が問題になつていっているのに一層これに拍車をかける恐れがある。そこで、大学基準協会が文部省に申入れたように、在学中に実習をしないで、仮免許状で就職し、現場の訓練によつて免許状を与えるようなことは考えられないかということが再び論議された。然し、文部省の意向では、

右のようなことは現行法では問題にならないので、これを解決するためには、新しい立法措置が必要であるとのことであつた。本委員会としては、結論は出さなかつたが、このような問題は、いつまでも放置しないで、一歩踏み出して何とか解決すべきであるとの意向が強いように思われた。

右の報告に関連して主として教育実習の実施につき、高橋東北、森戸広島、北川大阪学芸、小池千葉の各大学長から意見の開陳があつたが、会長から教育実習は重要であるが、その実施は極めてむずかしい。戦後の臨時教育審議会の審議につき仄聞するに、従来の教員養成大学のみを教員の供給源とせず、一般大学からも供給するとの二本建の考えであると聞いたと述べられた。

第三、第四常置委員会代表 戸田委員長

(一) 学生健康保険制度について、西田学生課長から、その後の経過を聞き、出来るだけ早くこれを実現することに努力されたい旨要望した。

(二) 学生寮の建設については、東京ほか五大都市に限らず、地方に適宜分散させるのが効果的ではないかとの意見があつた。また、寄宿舎を整備すると共に、その管理運営を学生との理解の下にやることについて話合いがあつた。

(三) 学生部長を、第三、第四常置委員会又は総会にも出席できるようにしてほしいとの希望があつた。

次いで、会長から、稲田大学学術局長に対し、一つの学生寮に種々の大学の学生を收容するのは教育上好ましくないから、各大学に附置する方がよいと思うが、文部省の意向はどうかと質され、これに対し同局長から、大蔵省では各大学に附置するのがよいと考えているが、文部省では両方共必要と思うとの答えであつた。

(午前十一時から約十分休憩)

第五常置委員会 寺沢委員長

東京大学の原子核研究所、京都大学の基礎物理学研究所等のように近年設立される大学の附置研究所には、その設備を設置した大学における研究に使用するだけでなく、他の大学にも共用させるよう

になつてゐるもののあることは、時宜を得た制度であるが、この制度を新設のものだけでなく、従前からある研究所にも適用されることが望ましい。その制度の立案については、第一常置委員会において、その経費等については、第六常置委員会においてそれぞれ検討され、その実現に協力されたい。

右の報告に対し高橋東北大学長から、研究の便宜のため、全国大学にある図書総合目録を作成されたいとの希望あり、稲田大学学術局長から、それは継続事業としてマスターカードを作成中なる旨答えられた。

第六常置委員会 井藤委員長

(一) 昨日の総会に報告した「在外研究員制度の拡充」の理由に(甲)として「国際理解の促進」を追加し、右と「文教施設整備費の増額」の二件を総会において決議の上、関係当局に要望願いたい。

(二) 右のほか問題として左のことにつき話し合いがあり、何れも要望された。

イ 学生経費の増額

ロ 教官研究費の増額

特に、自然科学部門では、光熱費、水道料金の値上げで困つてゐる。

ハ 教官旅費の増額

特に、学生の実習指導のための旅費がなくて困つてゐる。

右の報告に対し、種々意見の交換があつたが、最後に会長から、学生経費については、授業料値上げによつて昭和三十四年度まで逐年増収になるわけであるから、来年度以降も大学の経費に還元増額するよう文部省において努力願いたい旨述べられた。また、前記二件について文部省に提出する要望書の取扱いについては、後刻役員会において協議することとなつた。

第七常置委員会 柴沼委員長

昭和三十一年度教員養成学部卒業者の就職状況が著しく悪くなつてゐるので、村山教職員養成課長に出席を願ひ、その報告を中心としてこの点について熱心な論議が交換された。

(一) 一般的状況

本年四月二十日現在の就職率は中、小学校合せて六五・四％で昨年の同日現在八五・一％に比較すると著しく悪くなつてゐる。また四十五大学について調査した結果、四月二十日現在、十二、三校は八〇％以上就職しているが、四〇％以下の大学が約十校ある。小学校就職希望者の就職状況は大體良好であるが、中学校就職希望者は、社会、国語及び家庭の各科について特に悪い。なお国立大学以外の公私立大学、短期大学及び高等学校の卒業生等の採用数は、国立大学卒業生の採用数に比較すると、昭和三十年以前は略々同数か稍々多い程度であつたが、昭和三十年度においては一倍半以上となり、特に中学校では約五対三の比率になつてゐる。

(二) 一般的理由

イ 入学定員の決定について研究を要する点がある。即ち、従来は自然減耗を六％と見、生徒数の増減を勘案して小学校は約九〇％、中学校は六〇％程度を最少限度の養成数と見てゐるが、実際の自然減耗は、昭和二十九年で小学校三・四五％、中学校三・三一％に減つてゐる。

ロ 財政上の理由により、一学級当り教員数を教育上の必要数より低下させる傾向がある。

ハ 経済的理由により、自然退職率が最近数年間引続き低下しつゝある。

ニ 教員養成の建前から、国立大学卒業者を優先的に採用することができない。即ち、有資格者の自由競争によつて採用を決定してゐる。

ホ 大学と教育委員会間、県内の教育委員会相互間で人事行政が円滑に行われていないようである。

(三) 特殊事情

特に就職状況の悪い約十大学については、次のような特殊事情がある。

イ 財政関係から例年の現象と見られるもの
ロ 見込違いで養成数が多過ぎるもの

ハ 県内の中、小学校の教員組織が充実して新規採用の余地が少いもの

ニ 他の養成機関と競合して困難なもの

ホ 中学課程に力を入れ過ぎ、小学校課程をおろそかにした傾向がある。

ヘ 大学、地方当局間の連絡がうまくゆかぬもの。特に教員充実について地方教委当局の協力が十分でないもの

(四) 対策

文部省のとつた当面の措置は、次のようなものがある。

イ 養成数を減少するために、昭和三十一年度において二年課程二、三四〇名を四年課程一、一七〇名に振替え、東京、香川、福井の各大学は四年課程だけとなつた。なお、昭和三十一年度の入学定員は、二年課程七、八三〇名、四年課程一三、二三〇名計二一、〇六〇名である。

ロ 大学と教育委員会との連絡のための組織を作ること。

これが抜本的解決をはかるための良策を早急にまとめることは勿論できなかつたが、各委員から次のような発言があつた。

イ 大学の教育課程を充実改善して実力の上で国立大学卒業者の就職を確保すること

ロ 国家検定の方法により公正な就職の機会を与えること

ハ 中、小学校の教員組織の弱いものを強化させることによつて就職数を増加すること

ニ プロック別に需給を勘案して就職の機会を多くすること

(四) 今後、特に注意を要するものとして、臨時教育制度審議会法案が国会を通過して、同審議会が大学制度を検討することになつた場合、教員養成制度も問題になつて、もとの師範学校に戻せばよいということになつては、大学としても、また、教員養成上も困るから、これに備えて、宿題として考究することになつた。

右の報告に関連して種々意見の開陳があつた。

(正午から約十五分間休憩)

三、本総会における協議事項の取扱について

会長から、休憩中に開催した役員会において協議した結果につき、次の通り報告があつて、承認された。

(一) 政府に左の三項目に関する要望書を提出することを採択した。

イ 在外研究員制度の拡充

ロ 文教施設整備費の増額

ハ 教官研究費の増額

(二) 学生健康保険制度の推進、学生経費の増額その他の話合いについては、特に政府に要望書を提出しないが、文部省当局に本総会で審議の経過をお聞き願つたから、よろしくご配慮願いたい。

なお、要望書の作成については、会長、副会長に一任され、計数的なことは省略して、趣旨だけを記載することになつた。

四、常置委員会委員の所属換えについて

会長から、次の通り各常置委員会委員の所属換えの申出があつた旨報告があり、了承された。

(新) (旧) (氏名)

第一常置委員会 第三常置委員会 古林神戸大学長

第二常置委員会 第七常置委員会 吉井岐阜大学長

第六常置委員会 第二常置委員会 大畑滋賀大学長

第六常置委員会 第三常置委員会 杉野目北海道大学長

第六常置委員会 第三常置委員会 吉田東京農工大学長

なお、会長から、昼食後、各常置委員会で委員長を互選の上、事務局長に届出るよう依頼された。

五、新教育委員会法案について

寺沢電気通信大学長から、最近における政府の新教育委員会法案等の問題については、本協会としては直接には採り上げないことにしたことは了承しているが、これに関連して近く成立するかも知れないという臨時教育制度審議会の目的及び構成等について十分関心を払つていただきたい旨述べられ、会長から、右に関する法案は、目下国会において審議中であるが、われわれとしても常に関心をもつ事項であり情勢の進展によつては、本協会としても黙視できまいと述べられた。

以上をもつて午後〇時五十分閉会、第十三回総会を終了した。

(会長から仏、独、英国視察のため明二十三日出発する旨挨拶があつた)

二、 会 計 中 間 報 告

自 昭和31年 4月 1日 現計 (期間 6ヶ月)
至 昭和31年 9月 30日

国立大学協会

科 目	予算額 (年額)	現 計 額	予算額と現計額 との比較	備 考
収 入 の 部	2,100,000	2,012,206	△ 87,794	
1. 会 費	1,230,000	1,160,000	△ 70,000	} 30年度会費 1万円収納 } 未収会費 4 大学14学部 7万円
2. 預 金 利 子	30,000	12,174	△ 17,826	
3. 前年度繰越額	840,000	840,032	32	
支 出 の 部	2,100,000	564,960	1,535,040	
A 事 業 費	890,000	237,462	652,538	
1. 総 会 費	340,000	177,022	162,978	第十三回総会 (昭和31年 5月 21日、22日)
2. 役 員 会 費	40,000	6,360	33,640	
3. 委 員 会 費	60,000	6,380	53,620	会報第10号 450部
4. 会 報 発 行 費	100,000	32,200	67,800	
5. 調 査 研 究 費	350,000	15,500	334,500	
B 事 務 費	910,000	327,498	582,502	
1. 人 件 費	660,000	295,650	364,350	職員 3人
2. 備 品 費	20,000	0	20,000	
3. 借 用 料	40,000	10,638	29,362	
4. 消 耗 品 費	30,000	1,850	28,150	
5. 印 刷 費	40,000	2,220	37,780	
6. 通 信 費	50,000	6,665	43,335	
7. 旅 費	20,000	0	20,000	
8. 雑 費	50,000	10,475	39,525	
C 予 備 費	300,000	0	300,000	
10月以降に繰越	0	1,447,246	1,447,246	

財 産 目 録

昭和31年 9月 30日現在

国立大学協会

1. 資金現在額	
(1) 定期預金 (30万円2口、20万円3口)	1,200,000円
(2) 普通預金	247,246円
合 計	<u>1,447,246円</u>
2. 備品台帳総計額	
(公印、書庫、書棚、謄写版、名票、石 油コンロ、窓日除、書籍等 21点)	<u>50,300円</u>

三、彙報

1 国立大学協会会則

第一章 総則

第一条 本会は、国立大学協会と称する。

第二条 本会は、国立大学相互の緊密な連絡と協力により、その振興に寄与することを目的とする。

第三条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

一 国立大学の振興につき必要な調査研究

二 教授及び研究上における大学相互の協力援助に関する事項

三 その他本会の目的達成に必要な事項

第四条 本会の事務所は、東京都東京大学構内に置く。

第二章 会員

第五条 本会は国立大学を会員として組織する。

第三章 役員

第六条 本会に次の役員を置く

一 会長 一人

二 副会長 一人

三 理事 十四人（会長、副会長を含む）

四 監事 二人

第七条 理事及び監事は、総会で会員の互選により定める。

2 会長及び副会長は、理事の互選により定める。

第八条 役員職務は、次のように定める。

一 会長は、会議を総理し、本会を代表する。

二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

三 理事は理事会を組織し、本会運営に関する事項を処理する。

四 監事は、会計を監査する。

第九条 役員任期は、二年とする。但し、再選することができる。

2 補欠によつて就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

第四章 会議

第十条 本会の会議は、総会および理事会とする。

2 総会および理事会は、それぞれその総員の半数以上が出席しなければ議事を開くことができない。

3 議事はすべて出席者の過半数で定める。

第十一条 総会は、毎年一回会長が招集する。但し、会長が必要と認めるとき又は会員拾名以上から要求があつたときは、会長は、臨時に総会を招集することができる。

2 会長は総会の議長となる。

第十二条 理事会は、毎年三回以上会長が招集する。

2 会長は、理事会の議長となる。

第十三条 特別の事項を調査研究するため必要があるときは、会長は、理事会の議を経て、特別委員会を設けることができる。

第五章 会計

第十四条 本会の経費は、会費その他の収入をもつてあてる。

第十五条 本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日

で終る。

第六章 雑則

第十六条 この会則の改正は、総会の議を経なければならぬ。

第十七条 本会の庶務を処理するため、理事会の議を経て必要な職員を置くことができる。

附則

第十八条 この会則は、昭和二十五年七月十三日から施行する。

2 国立大学協会役員一覧表

(昭和卅一年十月一日現在)

会長(理事)	矢内原忠雄(東京大)
副会長(カ)	森戸辰男(広島大)
理事	杉野目晴貞(北海道大)

理事

〃

〃

〃

〃

〃

〃

監事

〇 理事
大野小野

3 各常置委員一覽表

(不順) (昭和卅一年十月一日現在)

12 第一常置委員会 (大学の組織、制度に関する問題)

委員長

〃

〃

〃

〃

〃

滝川	幸辰 (京都大)
佐藤	武雄 (信州大)
安達	政道 (お茶の水大)
蠟山	政道 (お茶の水大)
古林	喜楽 (神戸大)
山田	稔 (九州大)
鰐淵	健之 (熊本大)
岡出	幸生 (三重大)
江国	正義 (横浜国立大)
辻田	力 (愛媛大)
関口	勲 (山形大)
大野	純一 (小樽商科大)

11 第二常置委員会 (学科課程、入学試験等に関する問題)

委員長

〃

〃

〃

〃

〃

6 第三常置委員会 (学生の補導に関する問題)

委員長

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

9 第五常置委員会 (大学間の協力に関する問題)

〇 山田良しゆ

高橋	里美 (東北大)
小池	敬事 (千葉大)
内田	俊一 (東工大)
江国	正義 (横浜国立大)
戸田	正三 (金沢大)
勝沼	精蔵 (名古屋大)
滝川	幸辰 (京都大)
正田	次郎 (大阪大)
谷口	吉彦 (香川大)
山田	稔 (九州大)
鰐淵	健之 (熊本大)
井藤	半弥 (一橋大)
古林	喜楽 (神戸大)

9 第四常置委員会 (学生の厚生に関する問題)

委員長

〃

〃

〃

〃

東竜	太郎 (茨城大)
阿部	久次 (福島大)
岩崎	真澄 (和歌山大)
下田	光造 (鳥取大)
福田	得志 (鹿児島大)
嘉村	平八 (九州工業大)
戸田	正三 (金沢大)
古屋	宏平 (長崎大)
井関	貢 (商船大)
松生	義勝 (東京水産大)
山内	得立 (京都学芸大)
長尾	優 (東京医歯科大)
山内	源登 (宇都宮大)
郡場	寛 (弘前大)
平沢	俊雄 (大阪外語大)

委員長
委員

13 第六常置委員会(大学財政に関する問題)

委員長
委員

寺	正	上	石	児	西	重	山	大
沢	田	野	原	玉	松	根	賀	賀
寛	次	直	次	桂	久	倉	新	惠
一	郎	昭	郎	三	光	彦	次	二
(電	(大	(東	(富	(德	(佐	(福	(島	(室
氣	阪	京	山	島	賀	井	根	蘭
通	大	芸	大	大	大	大	大	工
信		術						業
大		大						大)

10 第七常置委員会(教員養成に関する問題)

委員長
委員

落	内	伊	清	田	朝	林
合	藤	藤	水	所	永	下
太	卯	泰	多	哲	振	上
郎	三	一	榮	太	一	雄
(奈	(愛	(新	(岡	(北	(東	(東
良	知	瀧	山	海	京	京
女	学	大	大	道	学	学
子	芸	大		学	芸	芸
大	大			芸	大	大)

委員長
委員

4 専門委員一覽表

第三、第四常置委員会専門委員

大	柳	柏	斯	鎌	下	久	田	難	木	山	平	丸	瀨	酒	森
塚	瀬	木	波	田	村	武	崎	波	村	下	塚	山	尾	井	河
博	良	嵩	義	正	康	雅	忠	得	治	康	錦	国	三	清	敏
北海道	東北	千葉	東京	東京	東京	一橋	信州	金沢	京都	名古屋	広島	山梨	九州	茨城	大阪
大学	大学	大学	大学	大学	大学	大学	大学	大学	大学	大学	大学	大学	大学	大学	大学
学生	学生	学生	学生	学生	学生	学生	学生	学生	学生	学生	学生	学生	学生	学生	学生
部長	部長	部長	部長	部長	部長	部長	部長	部長	部長	部長	部長	部長	部長	部長	部長

第六常置委員会専門委員

進	佐	石	伊
藤	藤	川	藤
小	憲	仁	徹
一郎	三	作	
東京	東京	東京	東京
大学	工业	教育	教育
事務	大学	大学	大学
局長	事務	事務	事務
	局長	局長	局長

5 要望書提出について

国立大学協会第十三回総会（五月二十一、二十二の両日開催）における協議に基づき左記の通り要望書を作成、森戸副会長、井藤一橋大学長、江国横浜国立大学長、同道を以つて、五月二十九日文部大臣及衆議院文教委員長に面接要望書を手渡し且つ事情を説明した。尚左記宛送付した。

記

- 一 文部事務次官 田中義男 殿
 - 一 大学学術局長 稲田清助 殿
 - 一 参議院文教委員長 加賀山之雄 殿
- 要望書写送付先

- 一 大学学術局庶務課長 前田充明 殿
- 一 大学学術局大学課長 春山順之輔 殿
- 一 文部省調査局長 福田繁殿

要望書

この度国立大学協会第十三回総会において、大学の制度、施設並に運営等につき、広汎にわたり熱心に検討されたのであるが、就中次の三項目を特に重要と認め全員一致の議を経て緊急に施策せらるるよう当局に要望することとなつた。

一 在外研究員制度の拡充

戦前国立の大学及び高等専門学校の教官は約六千名であつたが、年々在外期間二年の研究員約百五十名が派遣されてきた。このことが我が国の教育研究を充実し、学問の水準を高からしめることに、如何に寄与したかはよく人の知るところである。

今日国立の新制大学は実に七十二に及び、教官二万五千を算するに至つた。然るに在外期間一年及び三ヶ月の兩種の在外研究員を合せて年々僅かに三十人が派遣されるに過ぎない。我が国は大戦に因る貧困と混乱のために実に十年間の空白を生じ、学問の世界的水準は甚だしく低下するに至つたのに、世界における科学の進歩は実に驚くべきも

のがあり次々と新分野が拓かれるなどその止まるところを知らない。この上にも尚先進各国は国際的協力をはかつて非常な努力を傾けている状態である。我々は重大な責任を負う国立大学の当事者として、先づ大学教官の資質を向上し大いに世界に学び研究に専念して、教育と研究を通じて科学の振興に力を致さなければならぬ。幸に漸く経済も好転国際収支もやうやく良好、経済六ヶ年の計画を立てて、国勢の振興をはかると聞く、大学教育振興のため在外研究員制度の拡充に画期的な計画を立て急速にこれが実現を図らなければ憾みを将来に残すものと信ずるものである。

二 文教施設整備費の増額

国立の新制大学発足して十年に垂んとする。校舎その他の施設の整備は当局不断の努力にもかかわらず、遅々として進まない。教室、研究室の不足、学生会館学生寮等の不備目に余るものあり、学生の教育及び学問の研究に重大なる責任を持つ大学当事者として到底忍び得ないものがある。戦災による施設の復旧、老朽施設の改築等その半にも及ばず。又学問の進歩と発展とに即応する諸種研究施設の拡充整備なども希望の半にも達しない。施設の整備充実が今日までの如き状態をつづけるのでは我等に対する重大なる負荷に対し、その責を果すことが極めて困難である。この際大幅の増額を決定せらるることを望んでやまない。

三 教官研究費の増加

大学における教育の効果は教官の研究業績如何にまつことの多きは云うまでもない。教官の研究費の不足は依然として救われていない。昨年度大学院をおく大学の講座研究費の増加を見たことは我等の多とするとところであるが、大学院をおかざる大学の教官研究費は救われていない。人文自然両科学を通じて、今日の如く目覚ましく世界的に進歩発展するときを見ない。研究費の不足が研究者の研究意欲を阻み研究を妨げ延いては学問上他に追いつくことすら到底許されないことになることは明かである。科学技術の振興のため又新制大学をして大学の実績をあげしめるため、大学院をおく大学も含めて教官研究費の増加に国費を惜まざらんことを望む。

全員一致の議によつて右三項目について至急これが表現に適切な措置をとられるよう、要請する。

昭和三十一年五月二十九日

国立大学協会長 矢内原 忠 雄

追つて、本件は、昭和31年6月5日附国大協庶第一一〇号をもつて、本協会進藤事務局長より各国立大学長宛報告済であります。

6 第七常置委員会委員長選任

当協会七常置委員会委員長柴沼直氏は、このたび大学長を辞任せられ同時に委員長もやめられましたので、前例に基き、後任委員長を書面により各委員間にて互選していただき、本年八月六日開票の結果、総投票数十の内

一票 東京教育大学長 朝 永 振一郎 殿
九票 東京学芸大学長 木 下 一 雄 殿

となり、第七常置委員長には東京学芸大学長木下一雄殿が当選新任されました。

追つて、本件については、昭和31年8月8日附国大協庶第一一三号をもつて、矢内原会長より各国立大学長宛通知済であります。

7 大学が求人側に対し卒業予定者の推薦を

開始する時期について

このことについては、稲田大学学術局長から、昭和31年6月22日附文大生第四一四号をもつて、左記の通り通知があつた。

記

国立大学協会会長 殿

文部省大学学術局長

稲 田 清 助

大学が求人側に対し卒業者の推薦を開始する時期について（通知）

このことについては、昭和二八年度以来御協力を願つてまいりましたが本年度についても、さる六月一四日文部省において、業界および国公立大学・短期大学の各協会・連盟等の代表者と懇談の結果、現在大学側の推薦開始期日が、十月一日以降三段階に分れていることが業界側に多大の不便を与えていることにかんかみ、この点を是正するとともに、さらに教育的見地から、採用試験とそれに対する大学の推薦期日をいつそう遅くするのが適當であるとの意見が多数でありましたが、これを直ちに実施するのが困難な事情もありますので、さし当り本年度は、従来どおり下記のことを実行するよう申合せをいたしましたので、ここに御通知いたします。

については、文部省として別紙写のような依頼書を広く業界側に送付し従来この申合せの実施を困難にしていた点についても業界側にあわせて要望いたしましたので、貴協会におかれても、なおいつそう、この申合せの表現に御協力をお願いします。

記

各大学は、求人側に対して、十月一日より早くは卒業予定者を推薦しないこと。

(注) ここにいう推薦とは、大学が求人側からの推薦の申込を受付けた後に、大学として特定の学生が就職試験を受けるために必要な文書を作成して、それを求人側に送付することをいい、上記の期日は、その文書が求人側に到着する日の最も早い限度を示します。(以上)

大学卒業予定者に対する採用試験について

大学および短期大学卒業生の就職については、かねてから格別の御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、例年各大学が卒業生を送り出すに当り、在学中に十分な教育効果をあげ、その修得した能力にふさわしい職場を与えるためには、大学側の就職あつせんと業界側の採用試験との間に、常に緊密な連絡と協力が必要であると存じます。

このことにつき、さる六月一四日、文部省において業界および大学の代表者の御参集を願ひ、懇談会を開催しました結果、現在大学側の推薦開始期日が、十月一日以降三段階に分れていることが業界側に多大の御

不便を与えていることにかんがみ、この点を是正するとともに、さらに教育的見地から、採用試験とそれに対する大学の推薦期日をいつそう遅くするのが適当であるとの御意見が多数でありましたが、これを直ちに実施するのが困難な事情もありますので、さし当り本年度は、従来どおり左記の事を実行するよう申合せをいたしました。

つきましては、貴社におかれましても、この趣旨を御了承の上、格別の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

昭和三十一年六月二十二日

文部省大学学術局長

稲田清助

殿

「大学側の申合せ事項」

学生が最終学年において、できるだけおちついて勉学に努めようよう考慮して、昨年度と同様に各大学は、求人側に対して十月一日より早くは卒業予定者を推薦しないこと。

ついでには、業界側におかれても、推薦受付の締切期日をこれよりも早くしないように御配慮くださるとともに、受験者の便宜を考慮して、この締切期日と採用試験期日との間になるべく余裕をおくよう御協力願うこと。

(注) ここにいう推薦とは、大学が求人側からの推薦の申込を受け付けた後に、大学として特定の学生が就職試験を受けるために必要な文書を作成して、それを求人側に送付することをい、右記の期日は、その文書が求人側に到着する日の最も早い限度を示します。(以上)

備考附記(国立大学協会事務局) 本件に関しては、会報第七号第二一、二二頁に詳細に掲載してありますから参照願います。

8 要望書等一覧表

種別	年月日	差出人	宛名	内容件名	参照 会報所載
懇請状	三五年 九月	南原会長	都道府県知事 同 議会議長 大学所在市長	新制大学財政援助について	第一号 五・六・七頁
"	三六年 七月	"	"	" (内容文 前回と異にす)	第二号 五・六頁
要望書	三六・ 七・九	"	天野文部大臣 松本公益事業 委員会委員長	電力料金改訂について	第二号 三九頁
"	三六・ 二・三	"	天野文部大臣	大学制度改革案について	第二号 三〇頁
"	"	"	"	行政整理について	"
建議書	"	"	"	学生健康保険組合の設立に 関して	第二号 三四頁
要望書	三七・ 三・三	矢内原会長	日高文部次官 稲田局長	授業料値上げ。奨学生の人数 増加について	第三号 一七・一八頁
請願書	三七・ 五・九	"	衆議院議長 参議院議長	地方税法改正に伴い電気瓦斯 免税に関して	第三号 三六頁
要望書	三七・ 六・八	"	天野文部大臣	一、大学管理法と協会の意見 二、学生の健康管理施設の整 備拡充 三、厚生補導に関する常設的 教育機関設置について 四、国立大学の財政の確立と 改善について	第三号 二四頁
"	三七・ 二・五	"	岡野文部大臣	一、教官の資格審査について 二、新制大学の教職員について 三、進学適性検査について 四、育英奨学の厚生補導につ いて 五、学生適性検査の確立につ いて	第四号 一五・一六頁
"	三六・ 六・三	"	大達文部大臣	一、大学教官の待遇改善 二、大学財政の確立 三、進学適性検査 四、学生の厚生補導 五、中央教育審議会委員につ いて	第五号 二二頁
要望書	三六・ 六・三	"	人事院総裁 浅井清	大学教官の待遇改善について	右同

9 総会開催日一覽表

順位	開催年月日	会場	副会長	会報所載
創立総会	昭和二五・七・一三	東京大学 上野公園 附属図書館 日本学術会議講堂	南原 森戸辰男	第1号
第2回総会	昭和二五・一・二七	"	"	第1号
第3回総会	昭和二六・六・六	"	"	第2号
第4回総会	昭和二六・一一・一	"	"	第2号
第5回総会	昭和二七・五・五	"	"	第3号
第6回総会	昭和二七・一一・一	"	矢内原 忠雄 森戸辰男	第4号
第7回総会	昭和二八・六・六	"	"	第5号
第8回総会	昭和二八・一一・一	"	"	第6号
第9回総会	昭和二九・六・六	"	"	第7号
第10回総会	昭和二九・一一・一	"	"	第8号
第11回総会	昭和三〇・六・六	"	"	第9号
第12回総会	昭和三〇・一一・一	"	"	第10号
第13回総会	昭和三一・五・五	"	"	第11号

"	"	人事院 總裁 浅井清	大学教官の待遇改善	第七号 一五頁
"	"	松村文部大臣	一、学生の厚生補導について 二、大学財政の確立について	第九号 四六頁
"	"	清瀬文部大臣 衆議院 文教委員長	一、在外研究員制度の拡充 二、文教施設整備費の増額 三、教官研究費の増加	第十一号 三三頁
"	"	大達文部大臣	一、進学の厚生補導の強化について 二、学寮の整備について	第六号 一六頁
"	"	"	一、国立大学の整備充実に関する審議会の設置 二、学生健康保険制度の実施 三、大学教官の待遇改善	第七号 一四頁
"	"	塚田自治庁 長官	公職選挙と学生の住所認定について	第六号 一頁

10 学生就職対策中央本部の委員と幹事

会報第八号の第三十六頁に、学生就職対策（中央・都道府県）本部設置要綱について全文を掲載して置いたが、昭和三十一年度も引き続き前年と同様な方針により運営されることとなり、学生就職対策中央本部の委員としては、本協会事務局局長進藤小一郎、幹事としては、第三、第四常置委員会専門委員斯波義慧が労働省より今年も引き続き委嘱された。